

# 「資料編」



# 「目次」

<b>1 気象等観測関係</b> .....	<b>1</b>
1-1 福井地方気象台の行う注意報、警報等の発表.....	1
1-2 気象庁震度階級関連解説表.....	3
1-3 国土交通省雨量観測所一覧表.....	6
1-4 福井県雨量観測所一覧表.....	6
1-5 福井県水位観測所一覧表.....	7
1-6 福井県危機管理型水位観測所一覧表.....	8
1-7 雪量観測点一覧表.....	8
<b>2 災害危険箇所関係</b> .....	<b>9</b>
2-1 重要水防箇所一覧表.....	9
2-2 町内の浸水想定区域.....	9
2-3 砂防指定地指定状況.....	17
2-4 土砂災害警戒区域等指定数.....	17
2-5 急傾斜地崩壊危険区域指定状況.....	21
2-6 雪崩危険箇所一覧表.....	22
2-7 地すべり防止区域（国土交通省所管分）.....	23
2-8 地すべり防止区域指定状況（林野庁所管）.....	23
2-9 緊急輸送道路一覧.....	23
<b>3 危険物関係</b> .....	<b>25</b>
3-1 危険物施設一覧表.....	25
3-2 毒物劇物関係登録届出施設数.....	25
<b>4 住宅関係</b> .....	<b>26</b>
4-1 公営住宅管理戸数（事業主体別・種類別・構造別）.....	26
<b>5 水道・下水関係</b> .....	<b>27</b>
5-1 池田町の下水道の現況.....	27
5-2 簡易水道の現況.....	27
<b>6 通信関係</b> .....	<b>28</b>
6-1 防災行政無線.....	28
<b>7 備蓄・資機材・調達関係</b> .....	<b>30</b>
7-1 主要水防倉庫一覧表.....	30
7-2 消防用資機材一覧（1）.....	31
7-3 消防用資機材一覧（2）.....	32
7-4 池田町の備蓄状況.....	33
<b>8 医療関係</b> .....	<b>34</b>
8-1 町内医療施設一覧.....	34
8-2 医療品等調達先.....	34

8-3	感染症指定医療機関一覧 .....	35
8-4	県内DMATの現況 .....	36
8-5	福井県赤十字奉仕団一覧 .....	36
<b>9</b>	<b>交通・輸送関係.....</b>	<b>37</b>
9-1	町有車両一覧表 .....	37
9-2	ヘリコプター緊急離着陸場一覧.....	38
<b>10</b>	<b>衛生関係.....</b>	<b>40</b>
10-1	ごみ処理施設一覧.....	40
10-2	粗大ごみ処理施設一覧 .....	40
10-3	し尿処理施設一覧.....	40
10-4	火葬場一覧.....	40
<b>11</b>	<b>防災組織.....</b>	<b>41</b>
11-1	消防力の現状 .....	41
11-2	防災関係機関等連絡先一覧表.....	42
11-3	南越消防組合組織機構 .....	43
11-4	池田町自警消防隊連合会 隊長名簿.....	44
<b>12</b>	<b>避難関係.....</b>	<b>45</b>
12-1	避難場所および施設一覧.....	45
<b>13</b>	<b>福祉関係.....</b>	<b>47</b>
13-1	警戒区域に位置する要配慮者利用施設一覧.....	47
13-2	集落センター一覧表 .....	49
<b>14</b>	<b>法律・条例・規則・協定等.....</b>	<b>50</b>
14-1	池田町防災会議条例 .....	50
14-2	池田町防災会議委員および幹事.....	52
14-3	池田町災害対策本部条例.....	53
14-4	池田町災害対策本部組織図 .....	54
14-5	災害弔慰金の支給等に関する条例 .....	55
14-6	災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則.....	60
14-7	災害時応援協定一覧 .....	64



# 1 気象等観測関係

## 1-1 福井地方気象台の行う注意報、警報等の発表

### (1) 気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類		基準
特別警報	大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
	暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
	暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
	大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
雨を要因とする特別警報の指標 (土砂災害)		過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数(※4)の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(※)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(土砂災害)を発表します
雨を要因とする特別警報の指標 (浸水害)		過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の①又は②を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(※)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表します。  ①表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。 ②流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。
台風等を要因とする特別警報の指標		伊勢湾台風級(中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上)の台風や同程度の温帯低気圧が来襲する場合に、特別警報を発表します。
雪を要因とする特別警報の指標		府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に、大雪特別警報を発表します。

※ 1時間に概ね30mm以上の雨

(2) 注意報、警報等の発表基準

警報	大雨	浸水害	表面雨量指数基	12	
		土砂災害	土壌雨量指数基準	125	
	洪水		流域雨量指数基準	足羽川流域=26.4, 部子川流域=17.6, 水海川流域=15.3, 魚見川流域=17	
			複合基準 (※1)	足羽川流域= (7, 23.7), 部子川流域= (7, 15.8)	
	暴風		平均風速	20m/s	
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ 30cm 山地：12時間降雪の深さ 40cm	
注意報	大雨		表面雨量指数基準	9	
			土壌雨量指数基準	85	
	洪水		流域雨量指数基準	足羽川流域=21.1, 部子川流域=14, 水海川流域=12.2, 魚見川流域=13.6	
			複合基準 (※1)	足羽川流域= (7, 16.9), 部子川流域= (5, 14)	
	強風		平均風速	12m/s	
	風雪		平均風速	12m/s 雪を伴う	
	大雪		降雪の深さ	平地：12時間降雪の深さ 15cm 山地：12時間降雪の深さ 20cm	
	雷		落雷等により被害が予想される場		
	融雪		①積雪地域の日平均気温が 12℃以上 ②積雪地域の日平均気温が 10℃以上かつ日降水量が 20mm 以上		
	濃霧	視程	100m		
	乾燥		最小湿度 30%で, 実効湿度 65% (※2)		
	なだれ		①24時間降雪の深さが 50cm 以上あった場合 ②積雪が 100cm 以上あって最高気温 10℃以上の場合		
	低温		7月～8月：日平均気温が平年より 3℃以上低い日が 3日以上継続 12月～3月：最低気温が平野部 -5℃以下, 山沿い -10℃以下		
	霜		早霜・晩霜期に最低気温3℃以下		
着氷・着雪		著しい着氷(雪)が予想される場合			
記録的短時間大雨情報		1時間雨量	80mm		

※1 (表面雨量指数、流域雨量指数) の組み合わせによる基準値を表しています。

※2 湿度は福井地方気象台の値

## 1-2 気象庁震度階級関連解説表

### (1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ばれることもある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

(2) 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注 1) 木造建物(住宅)の耐震性により 2 つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁(割り竹下地)、モルタル仕上壁(ラス、金網下地を含む)を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注 3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年(2008 年)岩手・宮城内陸地震のように、震度比べ建物被害が少ない事例もある。

(3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁(はり)、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1 階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁(はり)、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1 階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多い。

(注 1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年(1981 年)以前は耐震性が低く、昭和 57 年(1982 年)以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注 2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

(4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 <sup>※1</sup> や液状化 <sup>※2</sup> が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある <sup>※3</sup> 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

(5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター(マイコンメーター)では震度 5 弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある <sup>*</sup> 。
断水、停電の発生	震度 5 弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある <sup>*</sup> 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度 4 程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。(安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。)
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況(ふくそう)が起こることがある。 そのための対策として、震度 6 弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度 5 弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度 6 強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

(6) 大規模構造物への影響

長周期地震動 <sup>*</sup> による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱い OA 機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング(タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象)が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

### 1-3 国土交通省雨量観測所一覧表

令和4年2月現在

水系名	河川名	観測所名	観測所番号	市町村名	観測所所在地			観測所緯度			観測所経度			観測方法	自記テレ標高	種別	雨量年表	河川情報センター提供	高水計画基準地点	降水予報	水防警報	洪水予測システム	ダム操作	災対計画通報
					度	分	秒	度	分	秒														
九頭竜川	足羽川	稲荷	106071286601100	池田町	稲荷	池田町役場内	35	53	25	136	20	39	自記テレ	200	2種		○		○	○	○			

### 1-4 福井県雨量観測所一覧表

観測所名	水系	河川名	所在地	種別	観測者名	連絡先	緯度	経度	備考
河内	九頭竜川	足羽川	池田町河内	有線テレ	丹南土木	23-4966	35 49 41	136 23 08	水
金見谷	九頭竜川	足羽川	池田町藪田 74 字 11-3	無線テレ	丹南土木	23-4966	35 54 26	136 22 13	砂
新保	九頭竜川	魚見川	池田町新保	有線テレ	丹南土木	23-4966	35 51 16	136 18 36	砂

1-5 福井県水位観測所一覧表

番号	観測所名	河川名	設置場所	所在地	自記 テレメータ 普通	水防団 待機水位 (通報水位) m	氾濫 注意水位 (警戒水位) m	避難判断 水位 (特別警戒 水位) m	氾濫危険 水位 (危険水位) m	河口より の距離 km	流域面積 km <sup>2</sup>	基準高	観測者名	緯度	経度	観測開始 年月日	新設 改良 年度	電話応答装置 電話番号
59	稲荷	足羽川	橋脚	池田町稲荷	有線テレ	2.50	2.90	3.50	3.80	64.90	28.0	212.00	丹南土木	35 53 19	136 20 33	S24.10	R2	0776-21-2854
60	河内	足羽川	左岸	池田町河内	有線テレ	—	—	—	—			358.00	丹南土木	35 49 40	136 23 09	H10.4	R2	0776-21-2854
61	新保	魚見川	右岸	池田町新保	有線テレ	1.70	3.00	—	4.40			254.00	丹南土木	35 51 25	136 18 27	H16.8	R2	0776-21-2854

### 1-6 福井県危機管理型水位観測所一覧表

番号	観測所名	河川名	設置場所	所在地	自記 テレメータ 普通	観測 開始 水位 m	危険 水位 m	観測者名	緯度	経度	観測開始 年月日	新設 改良 年度
17	持越	足羽川	右岸	池田町持越	無線 テレ	1.89	3.50	丹南土木	35.55.34	136.21.04	H31.4.1	H30

### 1-7 雪量観測点一覧表

令和4年2月1日現在

番号	路線名	観測点地先名	観測者	摘要	緯度	経度
5	国道417号	池田町 板垣	積雪センサー	路面 気温	35° 52' 53.32"	136° 19' 50.92"
6	国道476号	池田町 谷口	谷口 積雪センサー	定点 気温	35° 53' 54.82"	136° 21' 14.58"

## 2 災害危険箇所関係

### 2-1 重要水防箇所一覧表

番号	土木名	河川名	延長 (m)	区域	重要度		要注意区間	級別	摘要
					A	B			
27	丹南	足羽川	400	池田町持越	—	右 400	—	1	堤防高

(資料：福井県地域防災計画)

### 2-2 町内の浸水想定区域

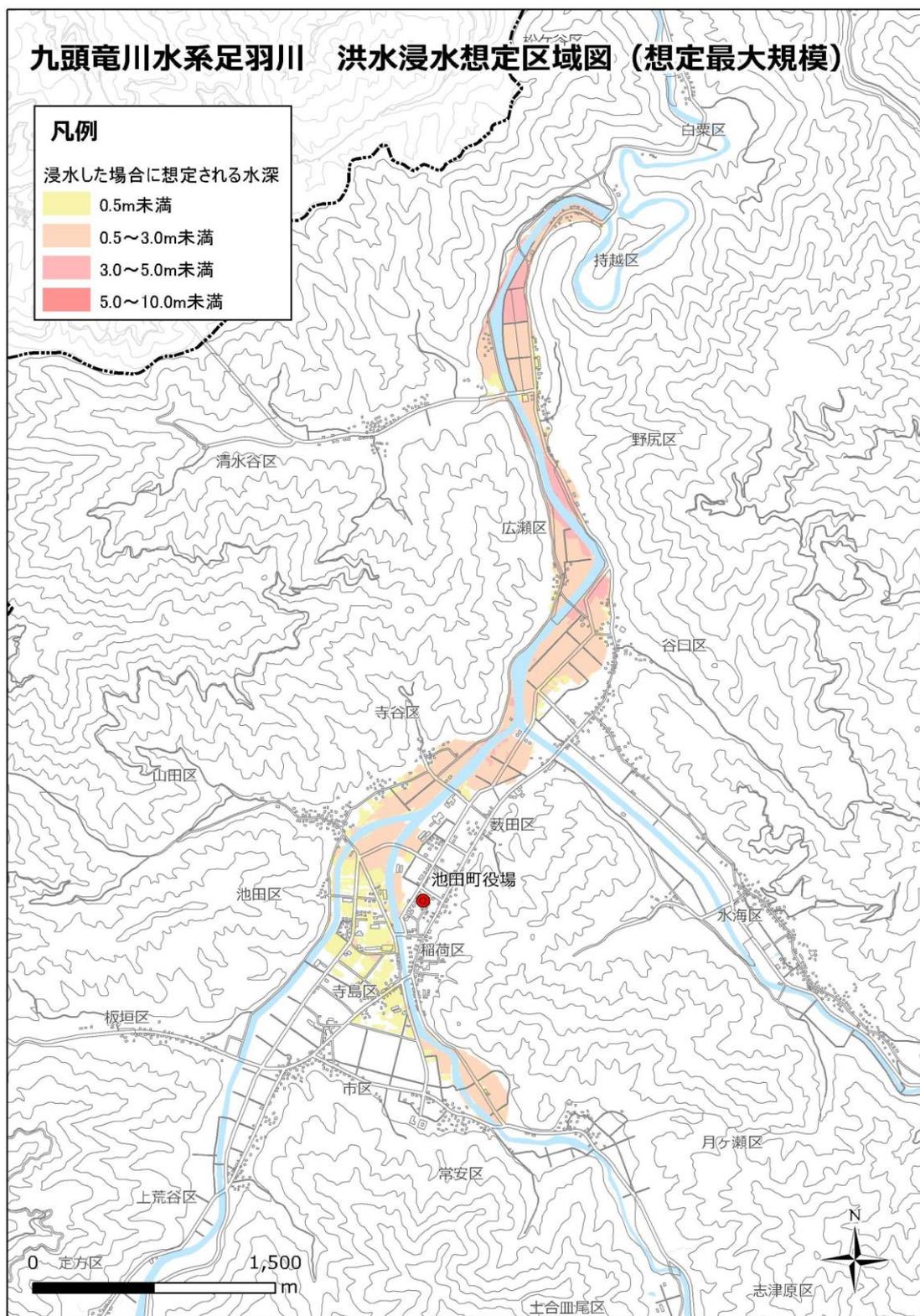
#### (1) 洪水浸水想定区域図

	河川名	指定年月日	降雨規模	公表の前提となる降雨
1	九頭竜川水系 足羽川（中上流）	令和2年6月	想定最大	天神橋地点上流域の2日間の総雨量774mm
			計画	天神橋地点上流域の2日間の総雨量312mm

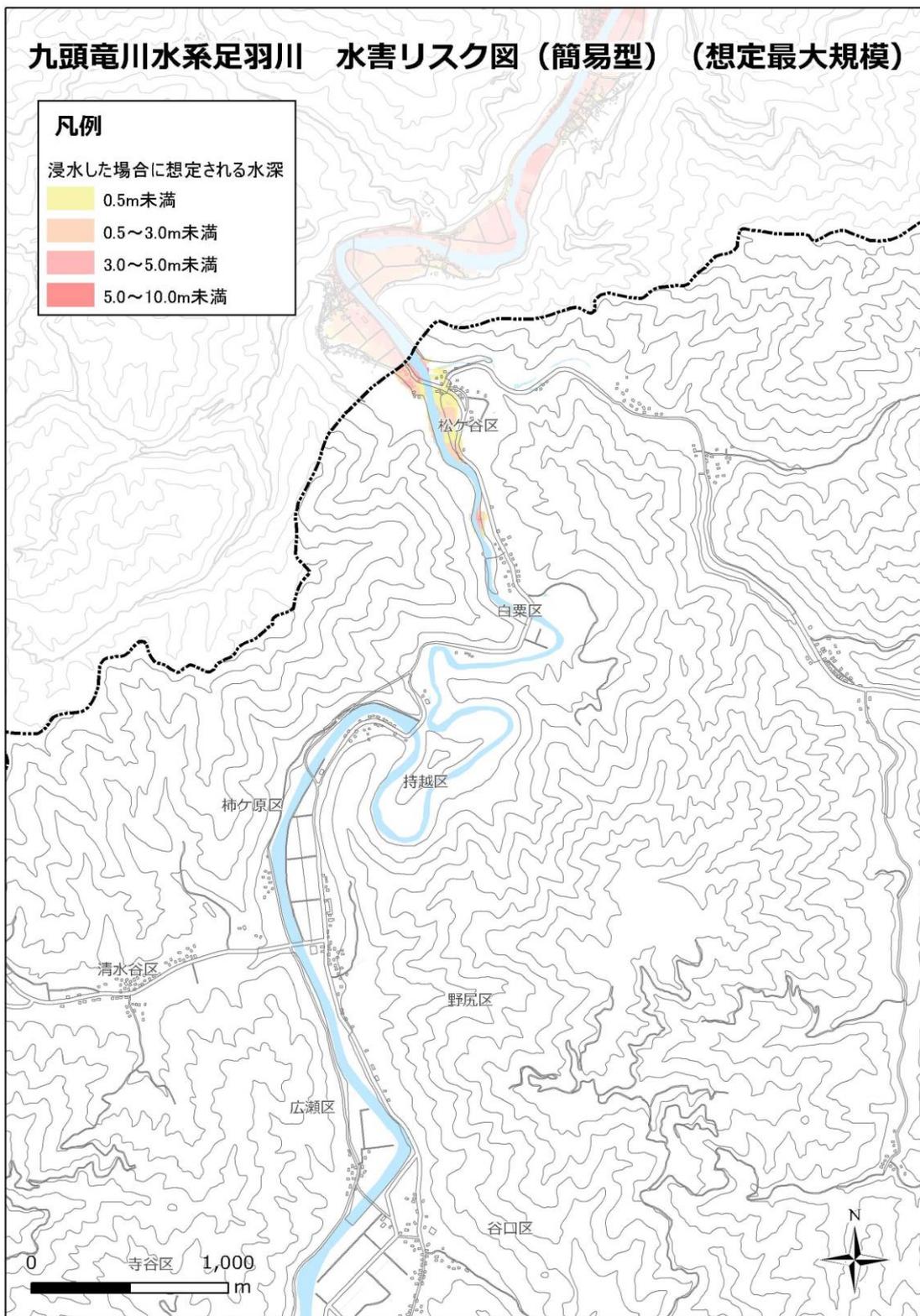
#### (2) 水害リスク図

	河川名	指定年月日	降雨規模	公表の前提となる降雨
1	九頭竜川水系 足羽川（中下流）	令和2年8月	想定最大	足羽川流域の2日間の総雨量774mm
			計画	足羽川流域の2日間の総雨量312mm
2	九頭竜川水系 足羽川（上流）	令和2年8月	想定最大	足羽川流域の2日間の総雨量774mm
			計画	足羽川流域の2日間の総雨量312mm
3	九頭竜川水系 部子川	令和2年8月	想定最大	部子川流域の1日間の総雨量803mm
			計画	部子川流域の1日間の総雨量234mm
4	九頭竜川水系 水海川	令和2年8月	想定最大	水海川流域の1日間の総雨量813mm
			計画*	水海川流域の1日間の総雨量234mm
5	九頭竜川水系 魚見川	令和2年8月	想定最大	魚見川流域の1日間の総雨量792mm
			計画	魚見川流域の1日間の総雨量234mm
6	九頭竜川水系 東俣川	令和2年8月	想定最大	東俣川流域の1日間の総雨量813mm
			計画*	東俣川流域の1日間の総雨量181mm

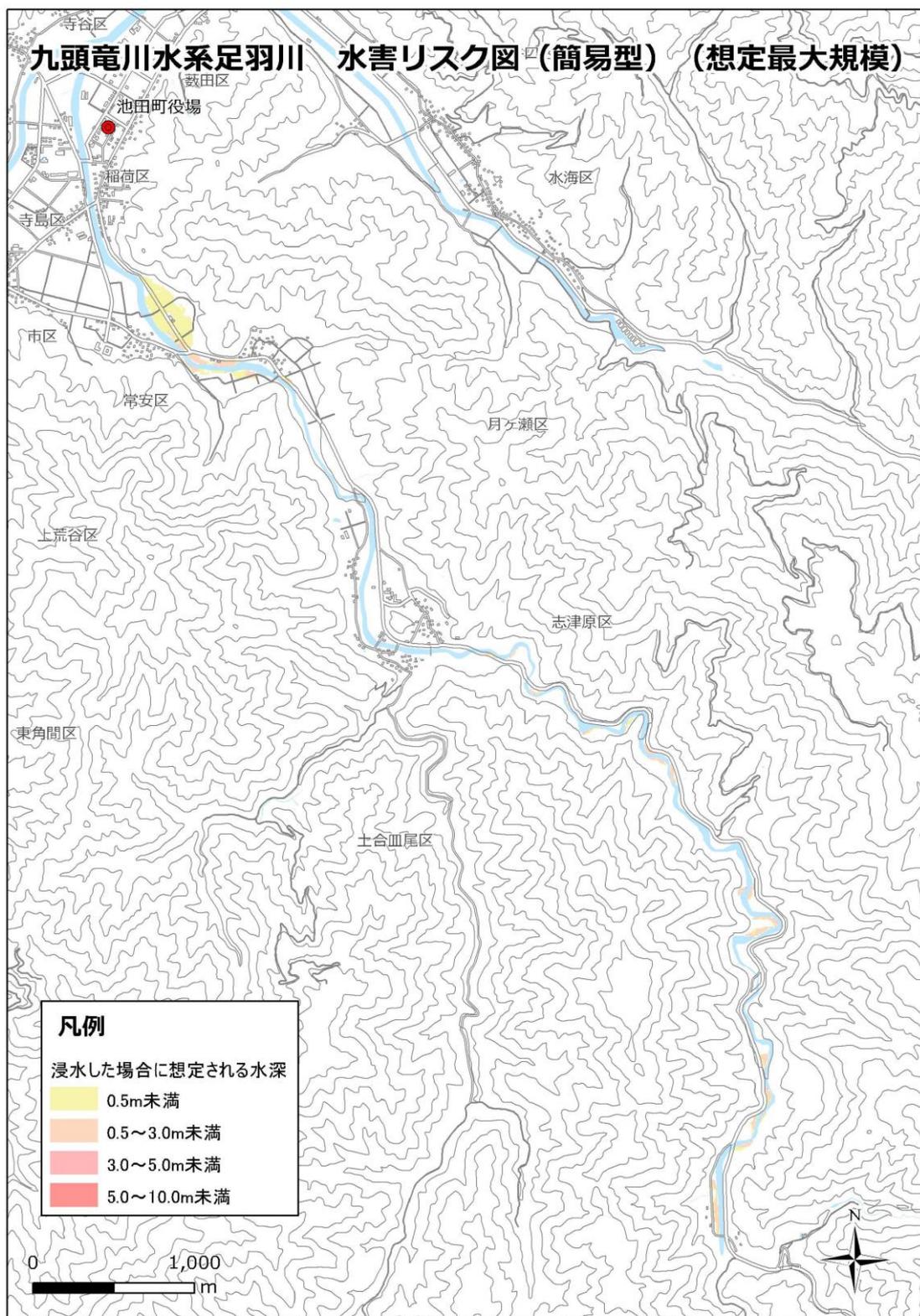
※水海側、東俣川の計画規模については池田町域内での浸水なし。



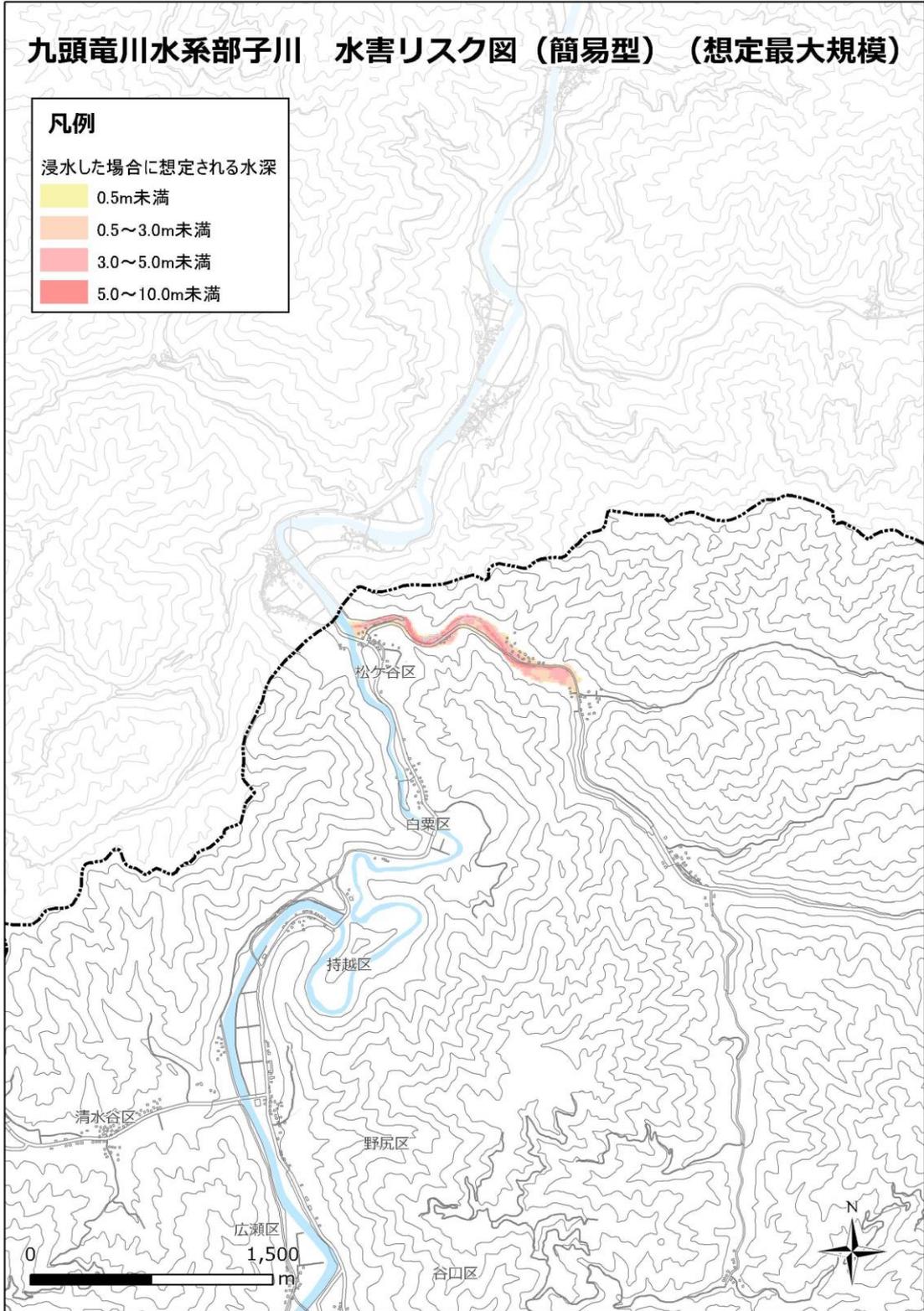
九頭竜川水系足羽川 (中下流) 洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



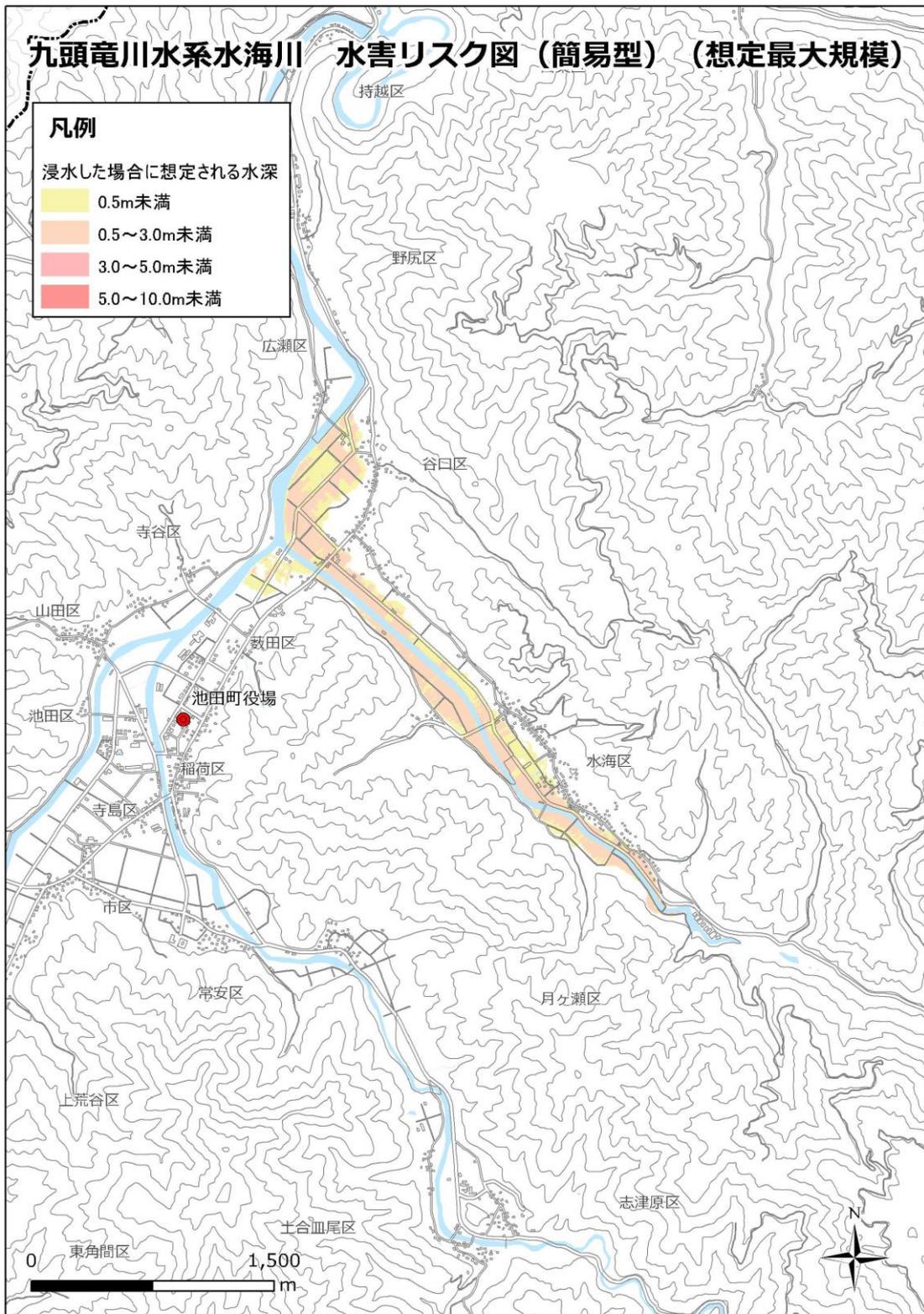
九頭竜川水系足羽川（中下流） 水害リスク図（簡易型）（想定最大規模）



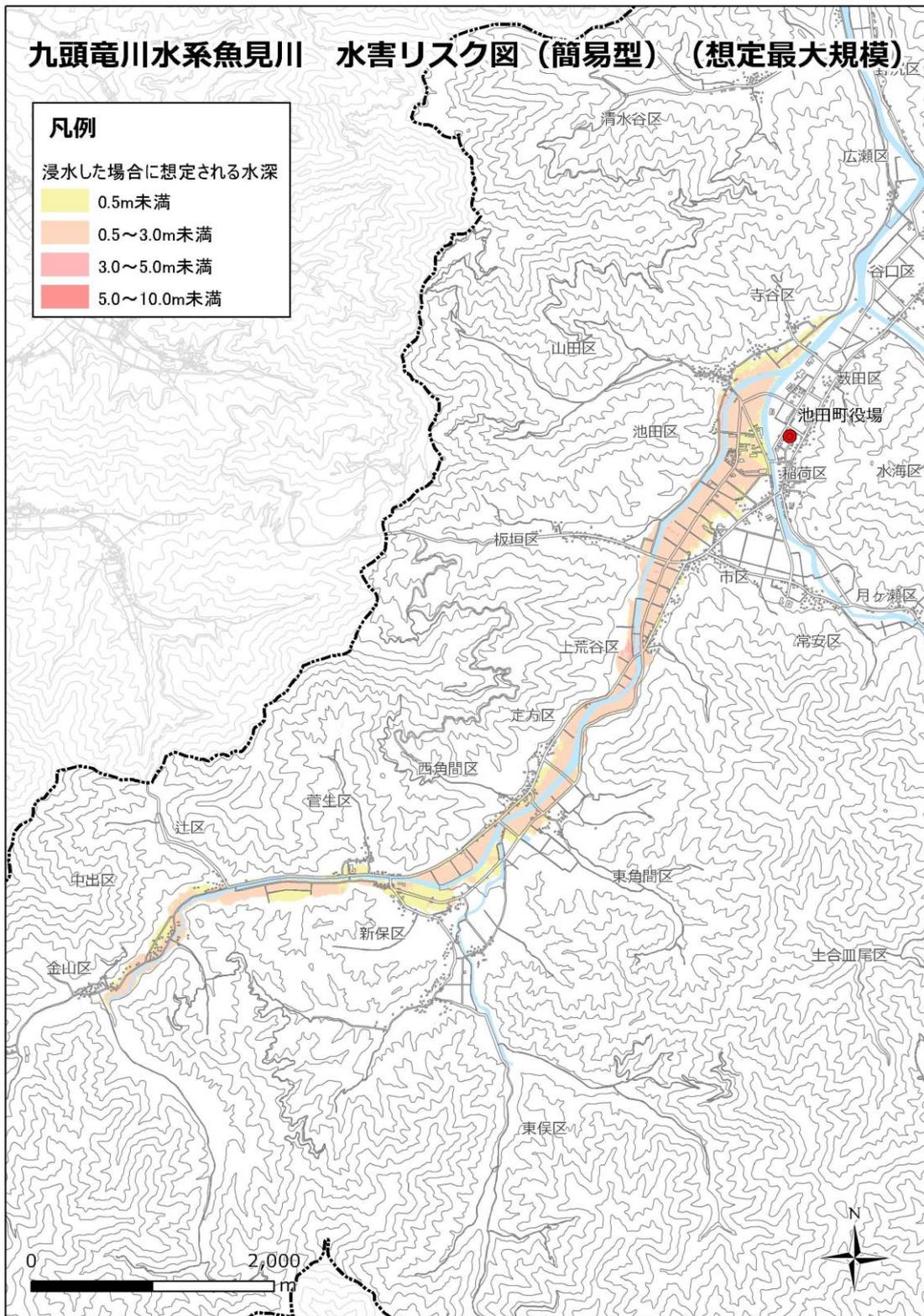
九頭竜川水系足羽川 (上流) 水害リスク図 (簡易型) (想定最大規模)



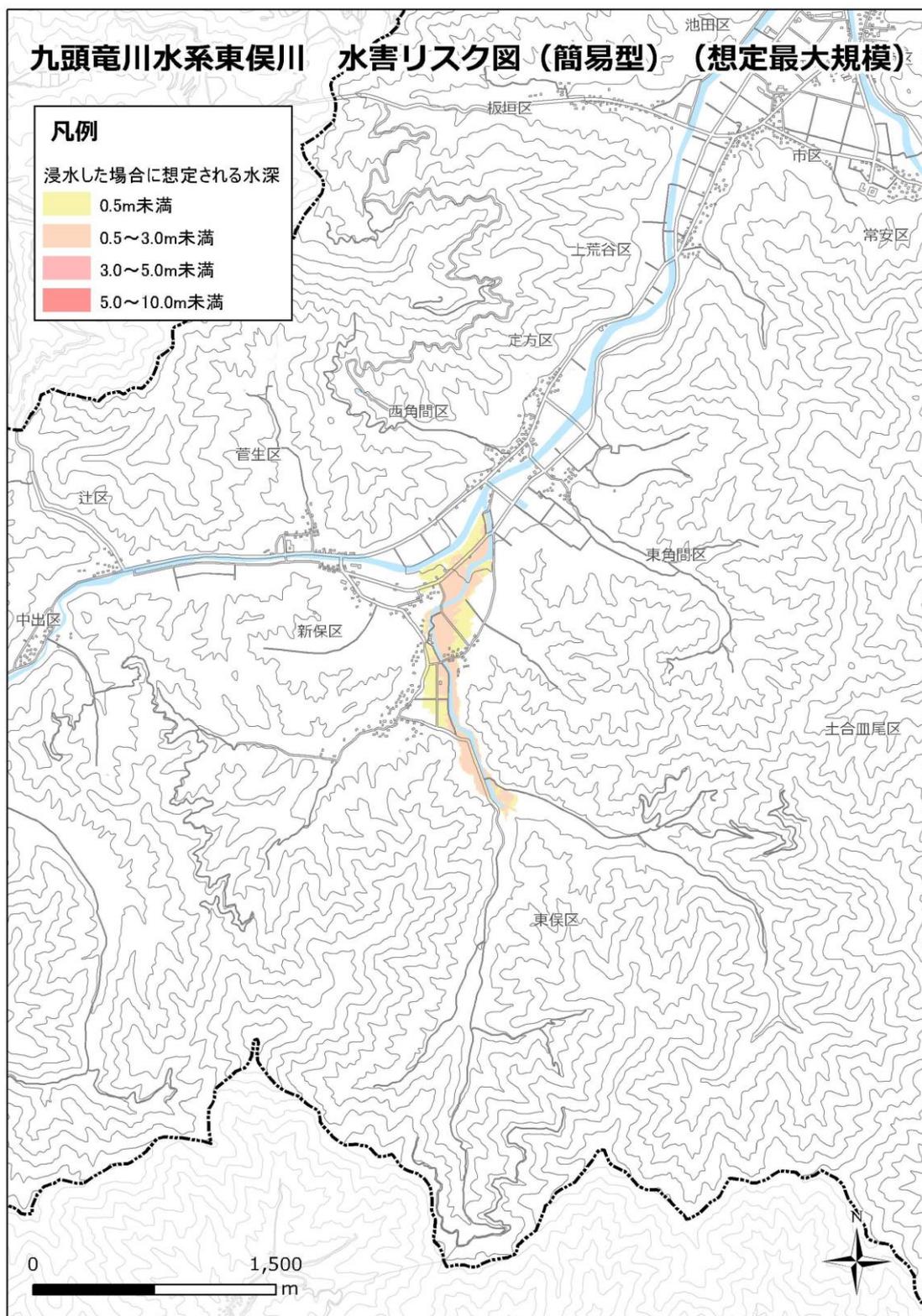
九頭竜川水系部子川 水害リスク図（簡易型）（想定最大規模）



九頭竜川水系水海川 水害リスク図（簡易型）（想定最大規模）



九頭竜川水系魚見川 水害リスク図（簡易型）（想定最大規模）



九頭竜川水系東俣川 水害リスク図（簡易型）（想定最大規模）

## 2-3 砂防指定地指定状況

令和4年2月1日現在

市町名 (所管事務所名)	箇所数	指定地面積 (ha)	溪流数
池田町	132	1,044.81	130

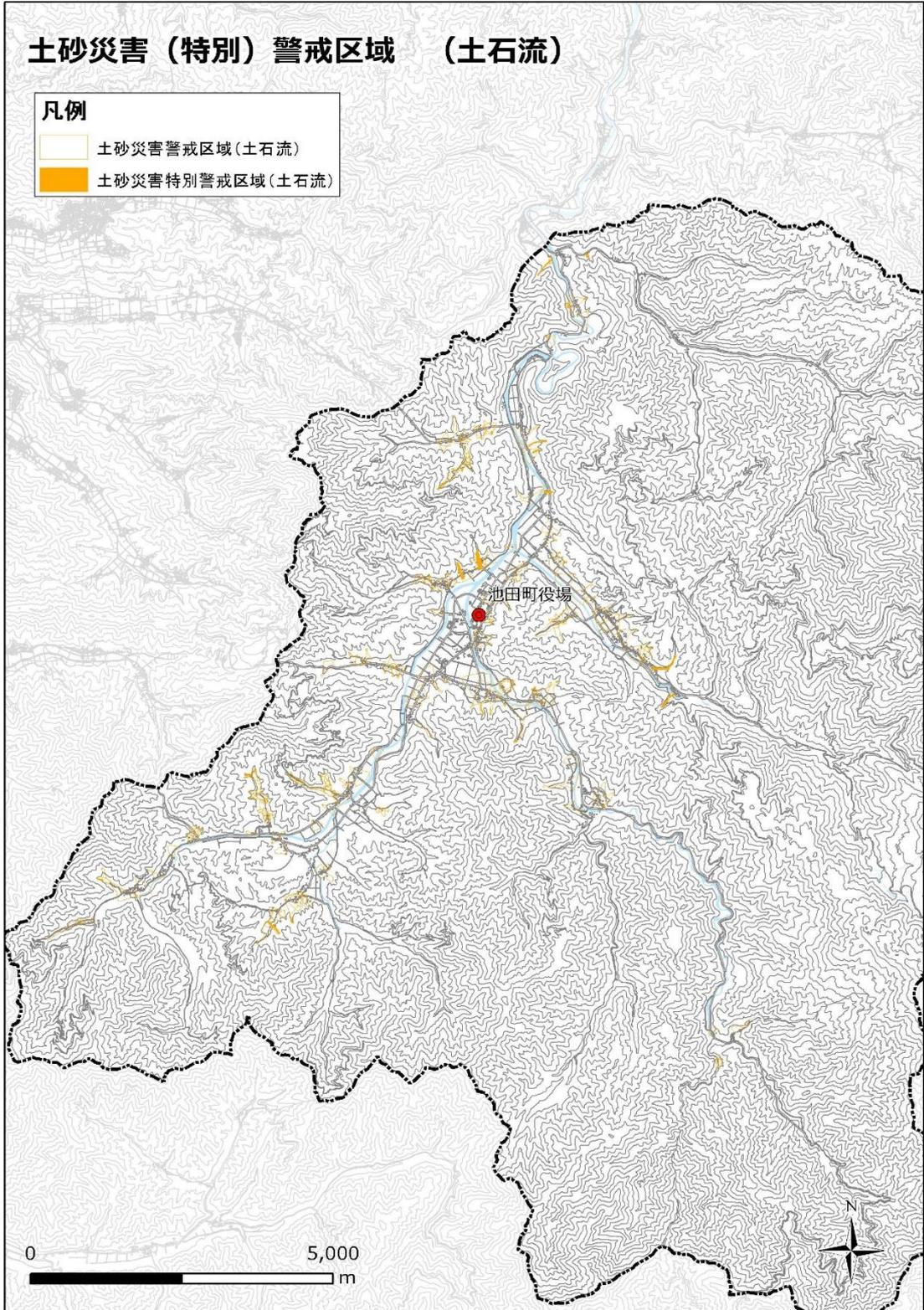
(資料：福井県地域防災計画)

## 2-4 土砂災害警戒区域等指定数

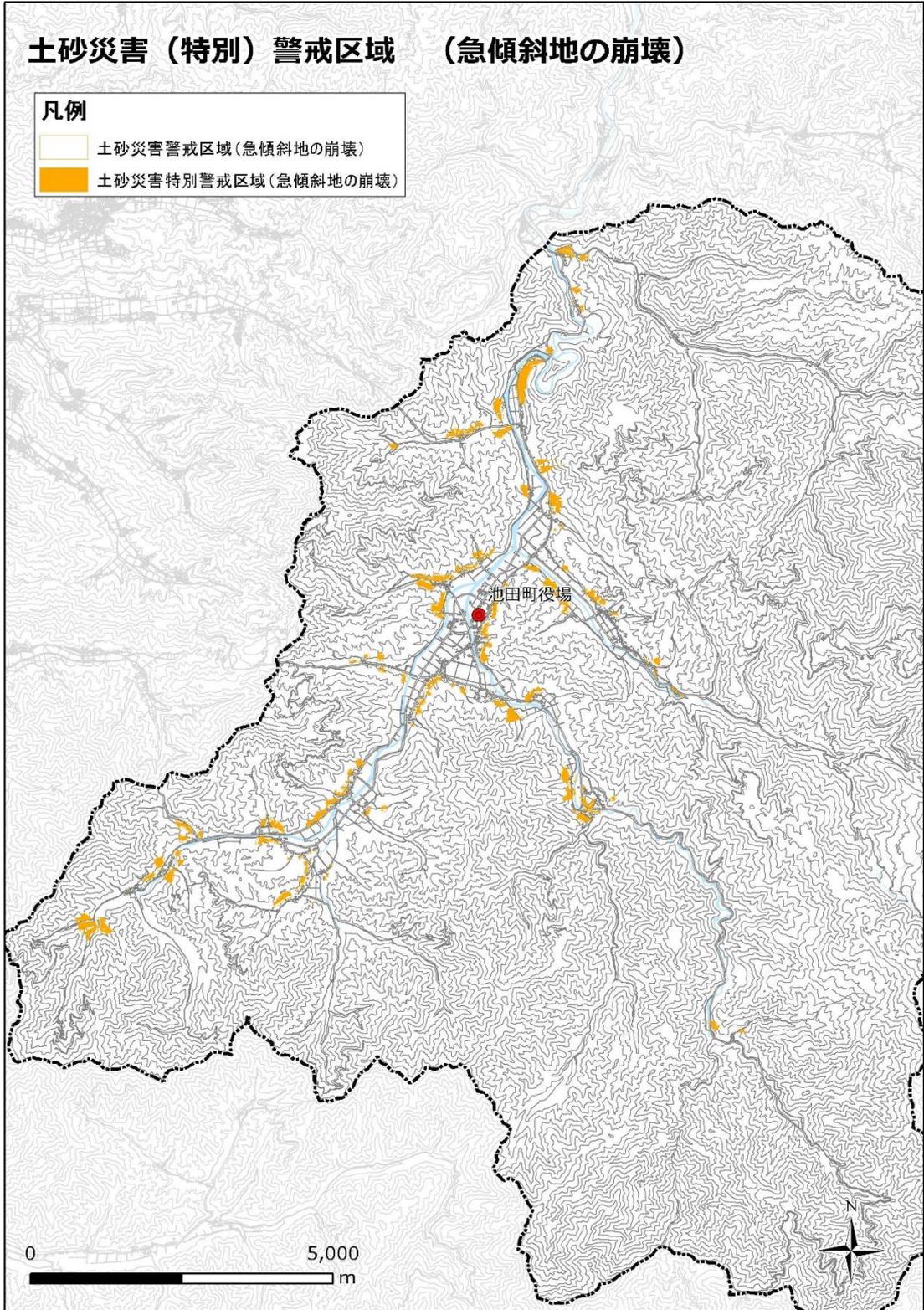
令和4年2月1日現在

所管土木 事務所名	土石流		急傾斜地		地すべり		合計	
	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域	警戒区域	特別 警戒区域
丹南	171	132	167	159	4	0	342	291

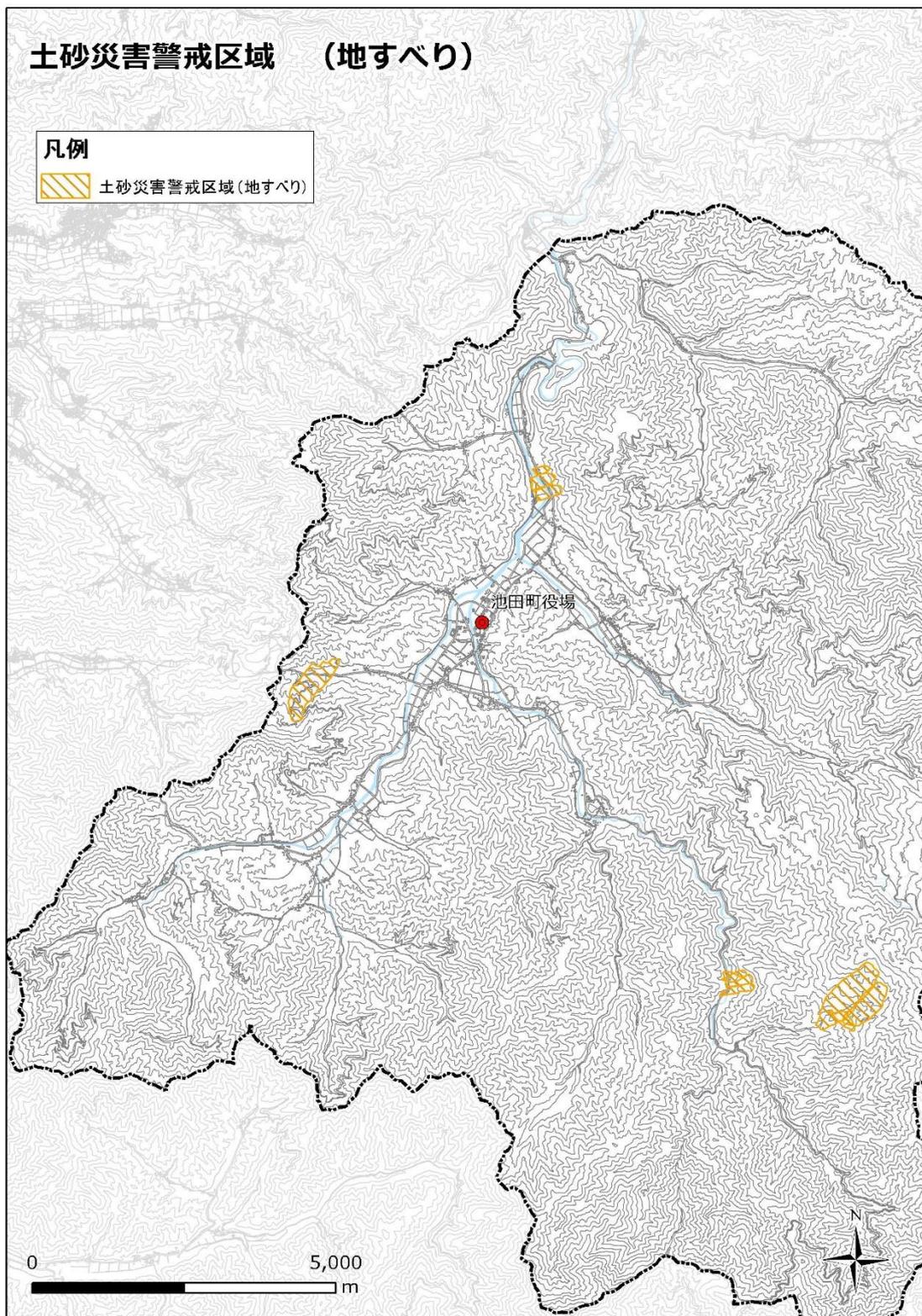
(資料：福井県地域防災計画)



土砂災害（特別）警戒区域（土石流）位置図



土砂災害（特別）警戒区域（急傾斜地の崩壊）位置図



土砂災害警戒区域 (地すべり) 位置図

## 2-5 急傾斜地崩壊危険区域指定状況

令和4年2月1日現在

整理 番号	区域名	所在地	指定年月日				指定番号	指定地面積
1	宮ヶ谷奥	池田町稲荷	S	53	3	17	225	4.45
			H	3	3	26	225	
2	柿の木	池田町谷口	S	54	4	24	377	2.27
3	清水谷	池田町清水谷	S	55	3	28	221	2.30
			S	60	3	26	245	
4	上荒谷	池田町上荒谷	S	56	6	16	559	1.75
5	西角間	池田町西角間	S	57	4	1	292	1.69
6	池田	池田町池田	S	58	5	13	478	0.67
7	寺谷	池田町寺谷	S	59	8	10	708	1.57
			H	3	3	26	226	
8	山田	池田町山田	S	59	8	10	708	1.95
9	大本	池田町大本	S	60	3	26	243	0.96
10	松ヶ谷	池田町松ヶ谷	S	60	3	26	243	1.22
11	谷口	池田町谷口	S	60	3	26	243	0.51
12	助元	池田町水海	S	61	3	18	173	0.89
13	荒谷上山	池田町上荒谷	S	62	3	24	188	1.61
14	葛谷山	池田町菅生	S	63	9	20	802	1.92
			H	13	12	25	810	
15	後口山	池田町東俣	S	63	9	20	802	0.99
			H	2	3	13	159	
16	土合皿尾	池田町土合皿尾	H	2	3	30	249	0.87
17	金山	池田町魚見	H	3	3	26	222	0.66
18	寺谷第2	池田町寺谷	H	5	3	23	199	1.55
19	千代谷	池田町千代谷	H	5	3	23	199	1.69
20	藪田	池田町藪田	H	10	9	25	718	1.76
21	下小畑	池田町小畑	H	16	1	13		0.42
			H	28	7	22	381	
22	板垣	池田町板垣	H	18	10	24	855	0.31

2-6 雪崩危険箇所一覧表

危険箇所番号	大字小字等地名	危険箇所名
521	稲荷	稲荷 (1)
522	月ヶ瀬	月ヶ瀬
523	土合皿尾	土合皿尾土 (1)
524	土合皿尾	土合皿尾土 (2)
525	常安	常安
526	市	市 (1)
527	上荒谷	上荒谷
528	定方	定方 (1)
529	西角間	西角間 (1)
530	新保	新保 (1)
531	東俣	甚木
532	菅生	菅生 (1)
533	菅生	菅生 (2)
534	魚見	辻
537	魚見	金山
538	池田	池田
540	山田	山田 (1)
541	谷口	柿の木町
542	谷口	谷口 (1)
543	藪田	藪田 (1)
544	水海	助元
545	広瀬	広瀬
546	野尻	野尻 (1)
547	柿が原	柿が原
549	清水谷	清水谷 (1)
550	清水谷	小山平谷
551	白粟	白粟
552	松ヶ谷	松ヶ谷 (1)
553	小畑	下小畑
554	小畑	上小畑 (1)
555	千代谷	千代谷 (1)
557	大本	大本 (1)
558	大本	大本 (2)
1097	千代谷	千代谷 (2)
1098	大本	大本 (3)
1099	清水谷	清水谷 (2)
1100	水海	水海 (1)
1101	水海	水海 (2)
1102	藪田	藪田 (2)
1103	寺谷	寺谷 (1)
1104	寺谷	寺谷 (2)
1105	稲荷	稲荷 (2)
1106	寺島	寺島
1107	志津原	志津原
1108	板垣	板垣 (1)
1109	西角間	西角間 (2)
1110	魚見	中出 (1)

## 2-7 地すべり防止区域（国土交通省所管分）

令和4年2月1日現在

土木 事務所	所在地		指定地名	告示年月日				告示 番号	面積 (ha)
	現在	告示時		年号	年	月	日		
丹南	池田町野尻	池田町野尻	野尻	平成	5	3	25	962	36.9

(資料：福井県地域防災計画)

## 2-8 地すべり防止区域指定状況（林野庁所管）

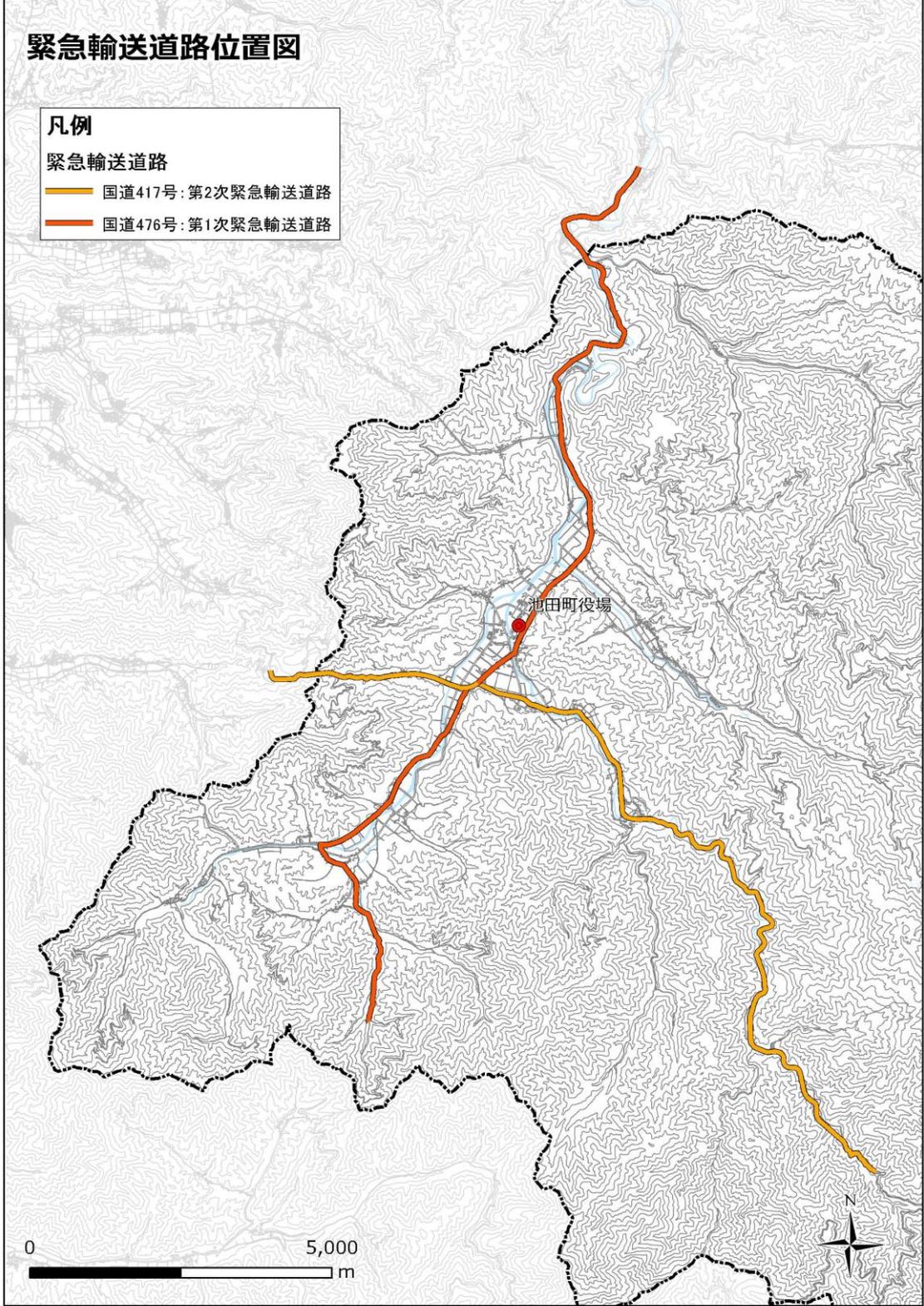
令和4年2月1日現在

番号	指定地	農林水産省 告知番号	区域内の概況					
			耕地 ha	林地 ha	その他 の土地 ha	人家 戸	道路・鉄道 m	公共施設
2	池田町 美濃俣	S37.11.24 1468	—	266.44	—	183	—	5

(資料：福井県地域防災計画)

## 2-9 緊急輸送道路一覧

種類	道路名称
第1次緊急輸送道路	国道476号
第2次緊急輸送道路	国道417号



緊急輸送道路位置図

### 3 危険物関係

#### 3-1 危険物施設一覧表

(令和4年4月1日現在)

製造所等の別	合計	製造所	貯蔵所							取扱所							
			小計	屋内貯蔵所	屋外タンク貯蔵所	屋内タンク貯蔵所	地下タンク貯蔵所	移動タンク貯蔵所	屋外貯蔵所	小計				第1種販売取扱所	第2種販売取扱所	一般取扱所	小口詰替
											給油取扱所	屋内給油取扱所	自家給油取扱所				
合計	18		13	1	2		7	3		5	3					2	

(資料：南越消防組合)

#### 3-2 毒物劇物関係登録届出施設数

令和3年3月31日現在

	合計	毒物劇物販売業			要届出業務上取扱者				製造輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者
		一般	農業用	特定	電気めつき業	金属熱処理業	輸送業	しろあり防除業	製造業	輸入業		
池田町	4		4									

(資料：福井県地域防災計画)

## 4 住宅関係

### 4-1 公営住宅管理戸数（事業主体別・種類別・構造別）

令和3年12月31日現在

事業主体	管理戸数												総数
	公営住宅						改良住宅			特定公共賃貸住宅			
	木造	準耐火 構造 平屋建	準耐火 構造 2階建	低層 耐火 構造	中高層 耐火 構造	小計	準耐火 構造 2階建	中層 耐火 構造	小計	木造	中層 耐火 構造	小計	
池田町										17		17	17

（資料：福井県地域防災計画）

## 5 水道・下水関係

### 5-1 池田町の下水道の現況

令和2年度末

団体名	処理場名	排除方式	供用開始面積 (ha)	行政人口 a (人)	処理人口 b (人)	下水道処理 人口普及率 b/a (%)	処理開始 (予定) 年月
池田町	池田水処理センター	分流	127.0	2,428	2,089	86.0	H11.3

(資料：福井県地域防災計画)

### 5-2 簡易水道の現況

令和3年3月31日現在

市町名	事業数	計画 給水人口 (人)	給水区域 現在人口 (人)	現在 給水人口 (人)	計画 1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )	浄水方法の種別(浄水場数：ヶ所)					実績 1日最大 給水量 (m <sup>3</sup> )	実績年間 給水量 (m <sup>3</sup> )	実績年間 有収水量 (m <sup>3</sup> )
						緩速ろ過	急速ろ過	膜ろ過	その他	消毒のみ			
池田町	1	4,214	2,428	2,280	2,068		1		1	5	1,368	418,008	284,581

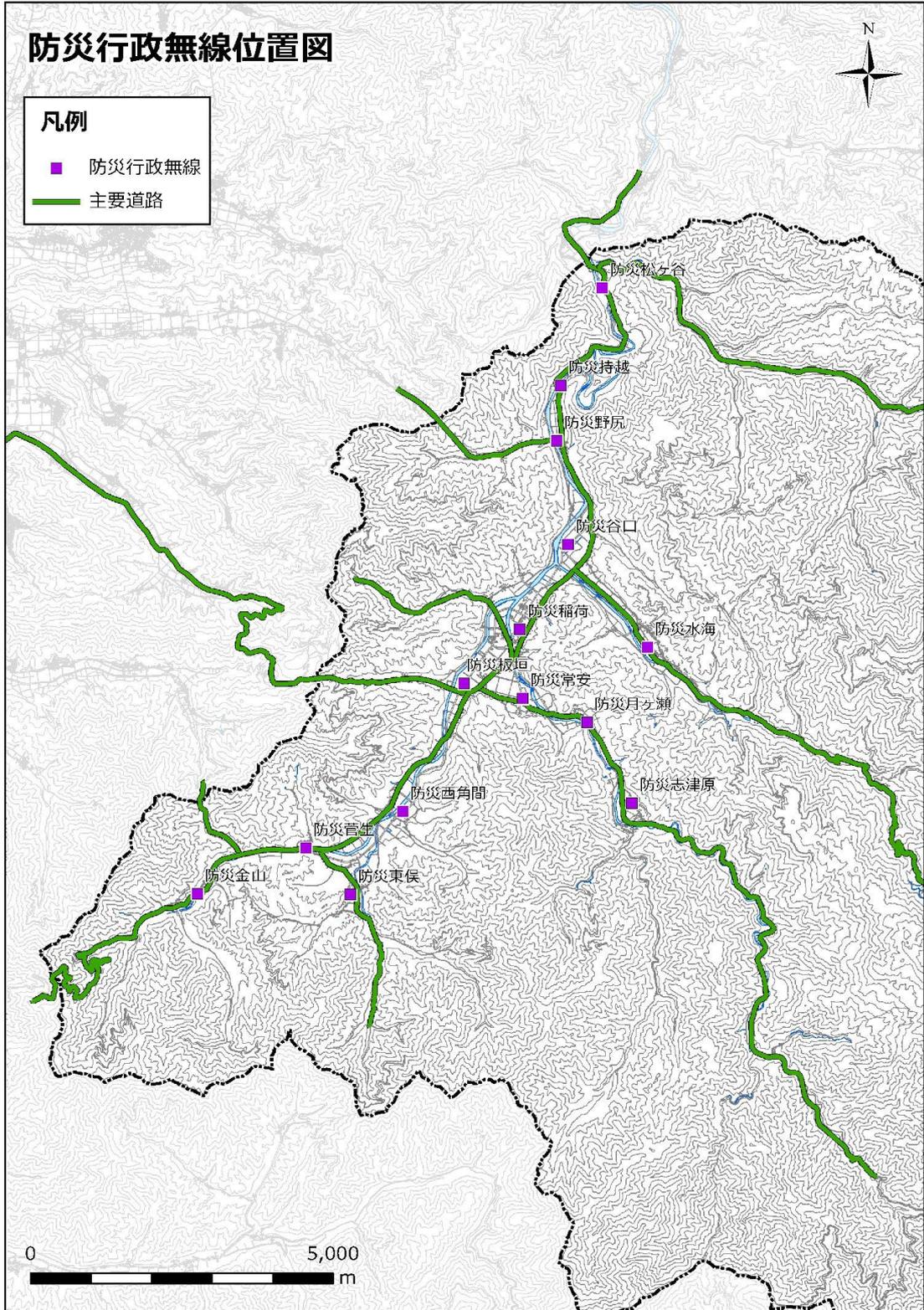
(資料：福井県地域防災計画)

## 6 通信關係

---

### 6-1 防災行政無線

子局 ID	子局名称	子局種別
1001	防災金山	屋外
1002	防災菅生	再送信子局
1003	防災東俣	屋外
1004	防災西角間	屋外
1005	防災板垣	屋外
1006	防災常安	屋外
1007	防災志津原	屋外
1008	防災月ヶ瀬	再送信子局
1009	防災稻荷	屋外
1010	防災谷口	屋外
1011	防災水海	屋外
1012	防災野尻	屋外
1013	防災持越	再送信子局
1014	防災松ヶ谷	再送信子局



防災行政無線位置図

## 7 備蓄・資機材・調達関係

---

### 7-1 主要水防倉庫一覧表

番号	河川名	倉庫名	管理者名	所在地	施工年月	摘要
丹-15	足羽川	月ヶ瀬	池田町	池田町月ヶ瀬	H28.10	避難所用資機材倉庫内
丹-16	魚見川	第一分団	池田町	池田町新保	S57.12	消防第1分団車庫内

7-2 消防用資機材一覧(1)

品名	区分 数量	配備					
		池田分署	月ヶ瀬水 防倉庫	第1分団 車庫	第2分団 車庫	第3分団 車庫	第4分団 車庫
袋類(化繊・大)	865	0	0	275	0	0	590
袋類(化繊・小)	6,530	1,500	1,230	1,000	800	1,000	1,000
わら縄	22	1	3	5	8	0	5
杉丸太(2~3K)	76	0	58	9	0	0	9
杉丸太(1.5~2K)	46	0	0	22	0	0	24
杉丸太(1~1.5K)	45	0	0	21	0	0	24
鉄線(12番亜鉛)	150	0	50	0	0	0	100
鉄線(10番亜鉛)	425	0	200	125	0	0	100
鉄線(8番亜鉛)	0	0	0	0	0	0	0
スコップ(剣先)	57	2	30	6	9	3	7
スコップ(角型)	69	2	47	7	7	4	2
掛矢	1	0	0	0	0	0	1
鍬	18	3	11	0	4	0	0
ガメ鍬	13	1	7	2	0	0	3
ツルハシ	8	1	2	2	0	0	3
バチヅル	5	0	2	2	0	0	1
カマ	36	2	18	7	4	0	5
ノコ	12	5	3	2	0	0	2
ハンマー	8	2	0	3	0	0	3
ペンチ	9	7	0	0	0	0	2
ナタ	29	9	15	3	0	0	2
シノ	25	17	2	4	0	0	2
カッター	7	5	0	1	0	0	1
一輪車	21	0	15	2	1	1	2
カスガイ	0	0	0	0	0	0	0
杭(鉄)	45	0	45	0	0	0	0
ナイロンロープ	26	1	17	3	0	0	5
ブルーシート	55	12	25	10	1	1	6
土嚢袋(1tバック)	80	80	0	0	0	0	0
たこ槌	2	0	2	0	0	0	0

7-3 消防用資機材一覧 (2)

令和4年7月1日現在

区分	署所別	配置状況 うち( )は消防団	
		南越消防組合	うち池田分署
消火薬剤等	粉末消火器 (20型)	22	2
	化学消火薬剤 (0)	2,749	320
	流出油処理剤 (0)	311	36
	高膨張泡発生機	8	1
	背負式水囊	122 (212)	19 (37)
救助用機材等	バスケット担架	8	1
	三連梯子	10	1
	フォグガン	11	1
	特殊ノズル (クワドラ、ターボジェット)	32	2
	排煙送風機	4	0
	救命索発射銃	6	1
	救命胴衣	137 (830)	13 (62)
	救命ボート	6	1
	船外機	1	0
	空気式救助マット	3	0
	マット型空気ジャッキ	3	0
	空気鋸	3	0
	アークエアー	0	0
	チェーンソー	8 (19)	1 (4)
	エンジンカッター	8	1
	削岩機	1	0
	携帯コンクリート破壊器具	5	0
	万能斧	25	3
	大型油圧救助器具セット	3	0
	酸素 (循環式) 呼吸器	11	0
	空気呼吸器	75	8
	発電機付投光器	16 (50)	2 (7)
	放射線測定器	18	0
	可燃性ガス・酸素濃度測定器	9	1
	ポケット線量計	68	5
	携帯警報器	15	0
	RI 防護服 (耐熱性)	16	0
	RI 防護服 (インナー式)	0	0
	耐電衣	4	0
	潜水具	11	0
	防毒衣	0	0
	陽圧式化学防護服	10	0
	簡易化学防護服	3	0
	携帯用拡声器	26 (66)	2 (7)
簡易画像探査機	1	0	
ショートボード	3	0	
バーチカルストレッチャー	3	0	
バッテリー式救助器具	1	0	
救急器材等	患者監視モニター	4	0
	除細動器	8	1
	ショックパンツ	5	1
	携帯用人工呼吸器	7	0
	車載用人工呼吸器	8	1
	吸引器	9	1
	バックボード	10	1
	ショートボード	7	1
スクープストレッチャー	9	1	

(資料：南越消防組合)

## 7-4 池田町の備蓄状況

令和5年3月1日現在

区分	品目	備考	単位	数量	保管場所
食糧	アルファ米	おにぎり	食	625	開発センター
	レトルトパウチ	お粥	食	500	開発センター
飲料	水	500ml	本	600	開発センター
トイレ	簡易トイレ	段ボール製以外	基	10	月ヶ瀬防災倉庫
	間仕切り	段ボール製	基	15	月ヶ瀬防災倉庫
	排便収納袋	1回交換式	枚	800	月ヶ瀬防災倉庫
日用品	毛布		枚	242	旧診療所
	テント		張	33	月ヶ瀬防災倉庫
	ベッド		台	61	月ヶ瀬防災倉庫

## 8 医療関係

### 8-1 町内医療施設一覧

No	名称	略称	郵便番号	住所	連絡先
1	池田町診療所	診療所	910-2511	池田町藪田 5-3-1	0778-44-6021
2	平井医院	平井医院	910-2503	池田町谷口 5-12-1	0778-44-6057

### 8-2 医療品等調達先

令和4年2月1日現在

#### (1) 医薬品調達先調

団体名	代表者名	所在地	電話番号
福井県医薬品卸業協会	明祥(株) 福井支店	福井市重立町 28-45	0776-53-2626
日本産業・医療ガス協会 北陸地域本部	宇野酸素(株)	越前市府中 3-13-20	0778-24-4000

(資料：福井県地域防災計画)

#### (2) 保存血液供給業者調

団体名	代表者名	所在地	電話番号
福井県赤十字血液センター	日本赤十字社	福井市月見 3-3-23	0776-36-0221

(資料：福井県地域防災計画)

#### (3) 医療材料・衛生材料供給業者調

団体名	代表者名	所在地	電話番号
福井県医療機器協会	(株) ミタス	福井市問屋町 4-901	0776-24-0500

(資料：福井県地域防災計画)

### 8-3 感染症指定医療機関一覧

令和4年2月1日現在

#### 第一種感染症指定医療機関

病院名称	病床数	所在	電話番号
福井県立病院	2床	福井市四ツ井2丁目8-1	0776-54-5151

(資料：福井県地域防災計画)

#### 第二種感染症指定医療機関

病院名称	病床数		所在	電話番号
	感染症病床	結核病床		
福井県立病院	2床	6床	福井市四ツ井2丁目8-1	0776-54-5151
福井赤十字病院	4床	10床	福井市月見2丁目4-1	0776-36-3630
福井県済生会病院		4床	福井市和田中町舟橋7-1	0776-23-1111
福井勝山総合病院	4床		勝山市長山町2丁目6-21	0779-88-0350
公立丹南病院	4床		鯖江市三六町1丁目2-31	0778-51-2260
市立敦賀病院	2床		敦賀市三島町1丁目6-60	0770-22-3611
公立小浜病院	2床	8床	小浜市大手町2-2	0770-52-0990
合計	18床	28床		

(資料：福井県地域防災計画)

## 8-4 県内DMA Tの現況

令和4年2月1日現在

DMA T指定病院（機関）	所在地	電話番号	チーム数
福井県立病院	福井市四ツ井2丁目8-1	TEL:0776-54-5151(代) FAX:0776-57-2991	3
福井県済生会病院	福井市和田中町舟橋7-1	TEL:0776-23-1111(代) FAX:0776-28-8518	3
福井大学医学部附属病院	吉田郡永平寺町松岡下合月23-3	TEL:0776-61-3111(代) FAX:0776-61-8174 <sup>※1</sup>	3
福井赤十字病院 (日本赤十字福井県支部)	福井市月見2丁目4-1	TEL:0776-36-3630(代) FAX:0776-36-4133	3
公立丹南病院	鯖江市三六町1丁目2-31	TEL:0778-51-2260(代) FAX:0778-52-8620	1
福井勝山総合病院	勝山市長山町2丁目6-21	TEL:0779-88-0350 FAX:0779-88-3739	2
市立敦賀病院	敦賀市三島町1丁目6-60	TEL:0770-22-3611(代) FAX:0770-22-6702	2
杉田玄白記念公立小浜病院	小浜市大手町2-2	TEL:0770-52-0990(代) 0770-52-0993 <sup>※2</sup> FAX:0770-52-0974	4
福井総合病院	福井市江上町58-16-1	TEL:0776-59-1300(代) FAX:0776-59-2538	2
独立行政法人 国立病院機構敦賀医療センター	敦賀市桜ヶ丘町33番1号	TEL:0770-25-1600 FAX:0770-25-7409	1
計			24

※1：平日昼間のみ  
※2：災害時優先の番号

(福井県地域防災計画より引用)

## 8-5 福井県赤十字奉仕団一覧

令和4年2月1日現在

奉仕団名	団員数			分団
	男	女	計	
池田町	4	333	337	6

(資料：福井県地域防災計画)

## 9 交通・輸送関係

### 9-1 町有車両一覧表

(令和5年1月1日)

担当課	車種	ナンバー
総務財政課	マイクロバス	200さ1037
	マイクロバス	200さ1427
	セレナ	501そ4515
	クラウン	300ぬ6407
	スイフト	501ち3469
	スペーシア	580と 375
	アウトランダーPHEV	800さ9556
	ハイエース	300め 303
	ハイエース	300め6858
	エルフ	400そ8599
住民税務課	タント	580よ7076
	霊柩車	800さ6657
町土整備課	フォレスター	800さ8715
	除雪車	000る1052
	ロータリー除雪自動車	99の1088
	ボンゴ	400た7764
	パジェロ	800さ7292
	フィルダー	501の1271
農村政策課	ポルテ	501そ1846
	ライトエース	400た4408
	フォレスター	800さ8350
木望の 森づくり課	N-VAN	480さ8531
	ハイエース	100す6369
	モビリオ	500の1673
保健福祉課	マーチ	500み5311
	ニュースクラムT	40ゆ8609
	ハスラー	580や1531
	ミニキャブ	480き 883
	ポルテ	501そ1845
	ジムニー	580ち 930
	N-BOX	580ひ9877
教育委員会	ハイエース	300に6192
	ツバメ号	100さ 151
	マイクロバス	300ぬ3952
	タント	580せ2198
	N-BOX	580ひ9878
観光協会	プリウスPHVS	300は5943

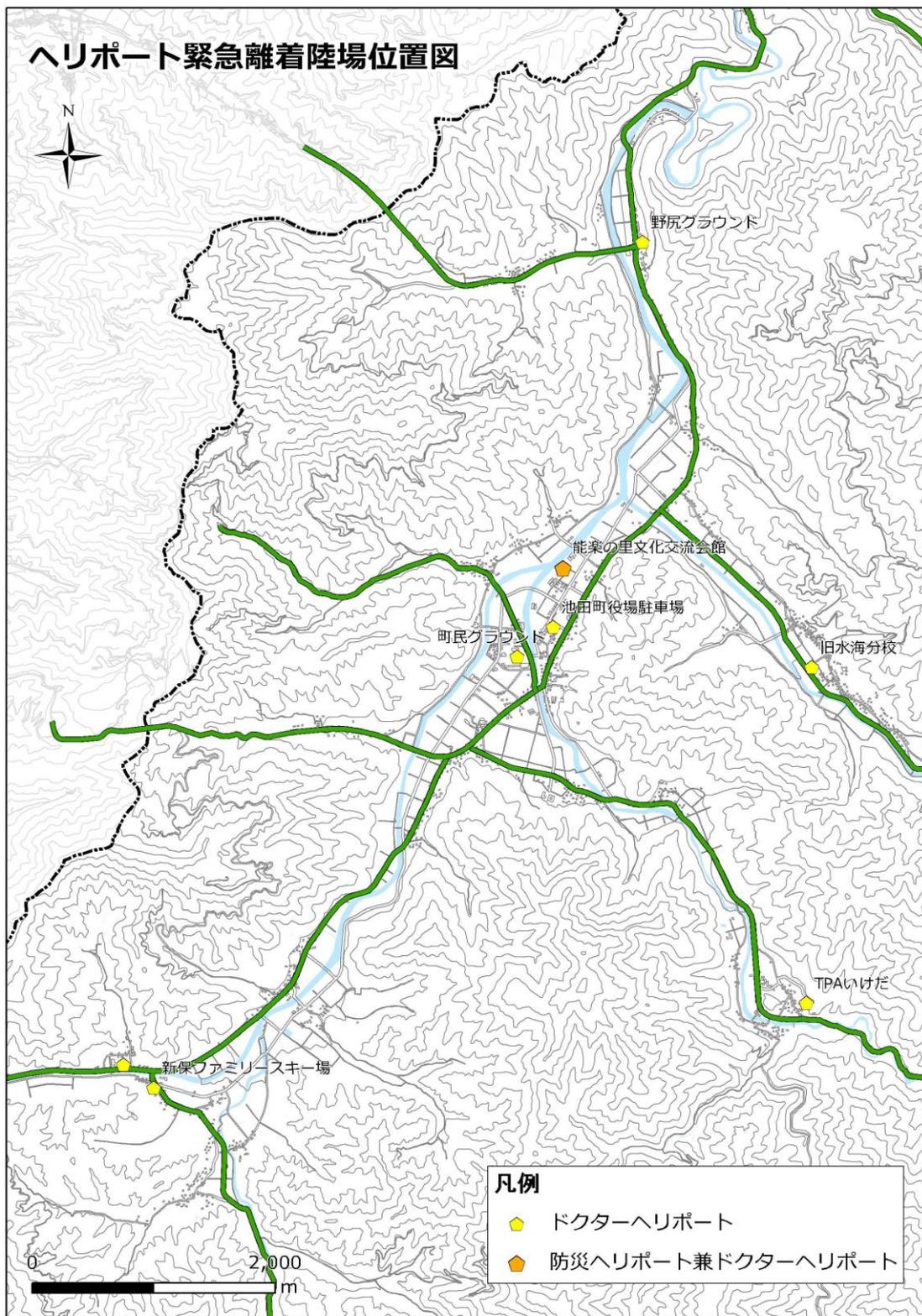
## 9-2 ヘリコプター緊急離着陸場一覧

### 防災ヘリポート

施設名	所在地	連絡先	管轄消防機関
能楽の里文化交流会館	池田町藪田 5-1	0778-44-7000	南越消防本部

### ドクターヘリポート

施設名	所在地	連絡先	管理者
池田町役場	池田町稲荷 35-4	0778-44-6000	総務財政課
町民グラウンド	池田町稲荷 6-1	0778-44-6010 0778-44-6004	池田小学校 池田中学校
ツリーピクニックアドベンチャーいけだ	池田町志津原 28-16	0778-44-8040	まちUP いけだ
新保ファミリースキー場	池田町新保 13-4	0778-44-8004	農村政策課
農村 de 合宿キャンプセンター	池田町菅生 23-42	0778-44-7000	教育委員会 事務局
野尻グラウンド	池田町野尻 11-3	0778-44-7000	教育委員会 事務局
池田町立公民館水海分館	池田町水海 62-3	0778-44-7000	教育委員会 事務局
能楽の里文化交流会館	池田町藪田 5-1	0778-44-7000	教育委員会 事務局



ヘリポート緊急離着陸場位置図

## 10 衛生関係

---

### 10-1 ごみ処理施設一覧

施設名称	所在地	連絡先
南越清掃組合 エコクリーンセンター南越 (第1清掃センター)	南条郡南越前町上野第85号39番地	0778-47-2553

### 10-2 粗大ごみ処理施設一覧

施設名称	所在地	連絡先
南越清掃組合 エコクリーンセンター南越 (第1清掃センター)	南越前町上野第85号39番地	0778-47-2553
南越清掃組合 第2清掃センター リサイクルプラザ坂の口	越前市勾当原町第86号28番地	0778-28-1370

### 10-3 し尿処理施設一覧

施設名称	所在地	連絡先
南越清掃組合 し尿処理施設	越前市北府1丁目3番20号	0778-47-2553 (問合せ先)

### 10-4 火葬場一覧

施設名称	所在地	連絡先
池田町葬斎場	池田町藪田第46号2番地	0778-44-8001 (住民税務課)

## 1 1 防災組織

### 1 1-1 消防力の現状

消防力の基準と現況

令和4年4月1日現在

	南越消防組合			うち池田			池田 消防団 現有数	町内計
	現有数	基準	充足率 (%)	現有数	基準	充足率 (%)		
消防ポンプ自動車（台）	10	10	100.0	2	2	100.0	4	6
梯子自動車（台）	1	1	100.0	0	0			0
化学消防ポンプ自動車 （台）	2	2	100.0	0	0			0
救助工作車（台）	3	3	100.0	0	0			0
救急自動車（台）	8	8	100.0	1	1	100.0		1
職員数（人）	156	308	50.6	9	15	60.0	58	67

（資料：南越消防組合）

消防団・消防水利の現況

令和4年10月1日現在

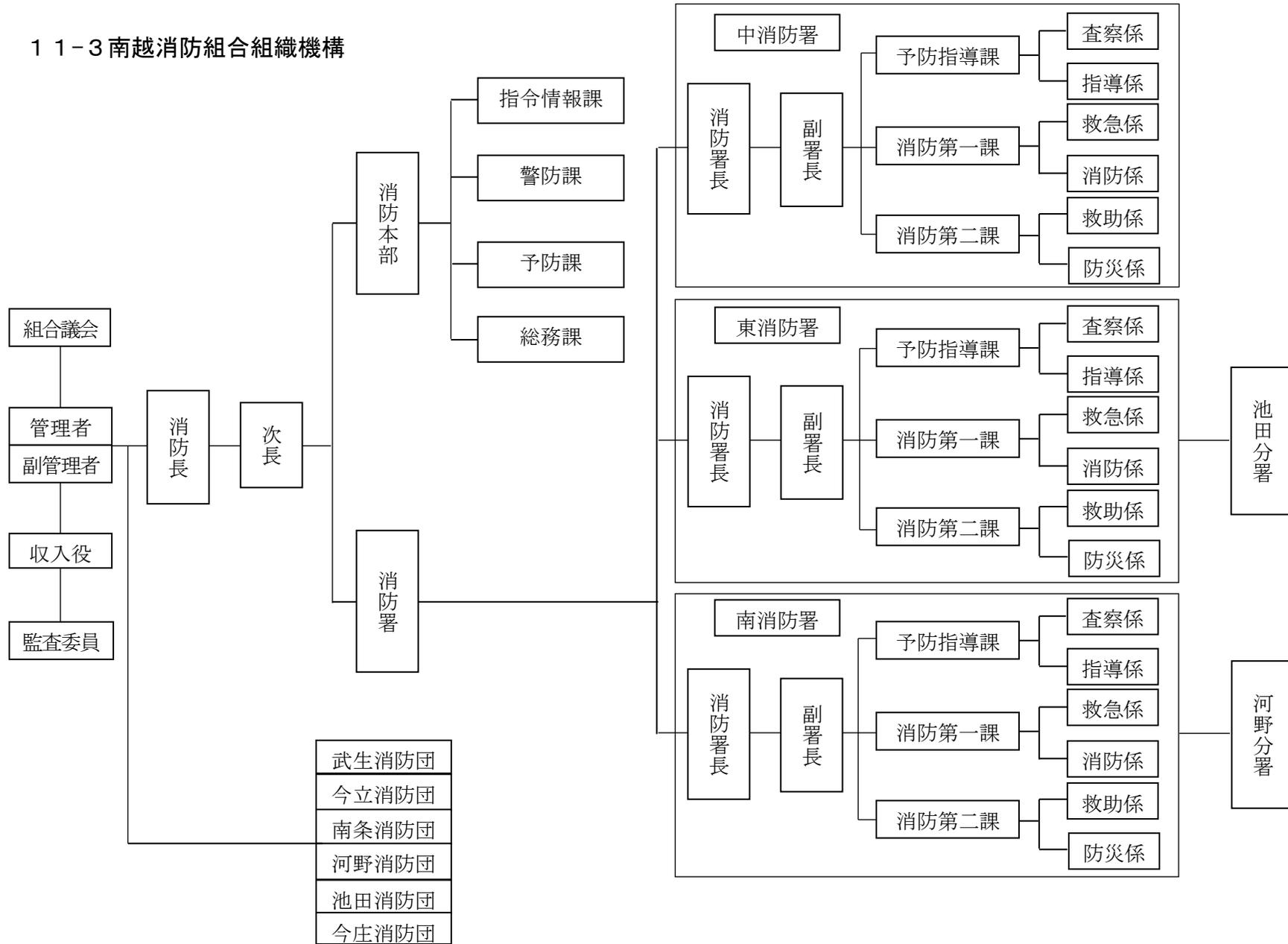
地区名	消 防 団			消 防 水 利		
	分団	団員数	普通消防 ポンプ自 動車	消火栓	防火水槽	その他の 水 利
団 長	—	1	—	—	—	—
副 団 長	—	2	—	—	—	—
角間郷地区	第1 分団	14	1	50	12	
中 地 区	第2 分団	16	1	84	24	プール1
下 地 区	第3 分団	13	1	68	14	
下池田地区	第4 分団	12	1	15	4	
合 計		58	4	217	54	1

（資料：南越消防組合）

## 1 1 - 2 防災関係機関等連絡先一覧表

機関名		所在地	連絡先
池田町 総務財政課		池田町稲荷 35-4	TEL 0778-44-8003 FAX 0778-44-6296
福井県	危機対策 防災課	福井市大手 3 丁目 17-1	TEL 0776-21-1111 (代) TEL 0776-20-0308 FAX 0776-22-7617
	土木部 砂防防災課	福井市大手 3 丁目 17-1	TEL 0776-20-0494 FAX 0776-20-0676
	原子力安全対策課	福井市大手 3 丁目 17-1	TEL 0776-20-0313 FAX 0776-21-6875
	丹南土木事務所	越前市上太田町	TEL 0778-23-4966 FAX 0778-23-5494
	丹南健康福祉センター	鯖江市水落町 1 丁目 2-25	TEL 0778-51-0034 FAX 0778-51-7804
	丹南農林総合事務所	越前市上太田町 41-5	TEL 0778-23-4530 FAX 0778-23-6875
警察	福井県警察本部	福井市大手 3 丁目 17-1	TEL 0776-22-2880 FAX 0776-21-0309
	越前警察署	越前市日野美 2 丁目 33	TEL 0778-24-0110 FAX 0778-23-1111
	池田駐在所	池田町稲荷 36-5-1	TEL 0778-44-6029
消防	南越消防組合消防本部	越前市千福町 126	TEL 0778-21-0119 (代) TEL 0778-21-8888 FAX 0778-21-0093
	南越消防組合 池田分署	池田町稲荷 35-2-1	TEL 0778-44-8119 FAX 0778-44-8109
自衛隊	陸上自衛隊 第 14 普通科連隊 第三科	石川県金沢市野田町 1-8	TEL 076-241-2171
指定地方行政機関	福井労働局 (武生労働基準監督署)	越前市中央 1 丁目 6-4	TEL 0778-23-1440 (安全衛生課)
	福井労働局 (武生公共職業安定所)	越前市府中 1 丁目 11-2 平和堂アル・プラザ武生 4 階	TEL 0778-22-4078 FAX 0778-22-8830
	北陸農政局 (福井県拠点)	福井市日之出 3 丁目 14-15	TEL 0776-30-1610 FAX 0776-30-1612
	近畿中国森林管理局 (福井森林管理署)	福井市大手 2-11-15	TEL 0776-23-0200 FAX 0776-27-3574
	近畿地方整備局 (福井河川国道事務所、足羽川ダム工事事務所)	福井市成和 1 丁目 2111	TEL 0779-27-0642 FAX 0776-27-0643
	中部運輸局 (福井運輸支局)	福井市西谷 1 丁目 1 4 0 2	TEL 0776-34-4100
	東京管区气象台 (福井地方气象台)	福井市豊島 2-5-2	TEL 0776-24-0096
	日本郵便(株) 北陸支社	石川県金沢市上堤町 1-1 5	TEL 076-220-3031
	日本赤十字社 福井県支部	福井市月見 2 丁目 4-1	TEL 0776-36-3640 FAX 0776-34-6299
	北陸電力(株) 丹南支店	越前市高木町 1 1-1 6-1	TEL 0778-23-1213(直通)
	(社)福井県 L P ガス協会	福井市下江守町第 26-35-4	TEL 0776-34-3930 FAX 0776-34-3940

1 1-3 南越消防組合組織機構



1 1-4 池田町自警消防隊連合会 隊長名簿

令和3年度 池田町自警消防隊連合会 隊長名簿

No		隊名	役職	隊長名	電話番号	住所	郵便番号	隊員数	ポンプ保有	携帯電話
1	角間郷	魚見						7	あり	
2		東俣						14	あり	
3		角間三区						8	あり	
4	中	上荒谷						7	あり	
5		板垣						8	あり	
6		常安						9	あり	
7		月ヶ瀬						6	あり	
8		志津原						7	あり	
9		寺島						8	あり	
10		稲荷						9	あり	
11		山田						6	あり	
12		寺谷						8	あり	
13	下	水海						8	あり	
14		広瀬						5	あり	
15		清水谷						7	あり	
16		野尻						5	あり	
17		柿ヶ原						6	あり	
18	下池田	白栗						5	あり	
19		松ヶ谷						4	あり	
<b>総隊員数 137 名</b>										

## 1 2 避難関係

### 1 2-1 避難場所および施設一覧

#### 指定緊急避難場所

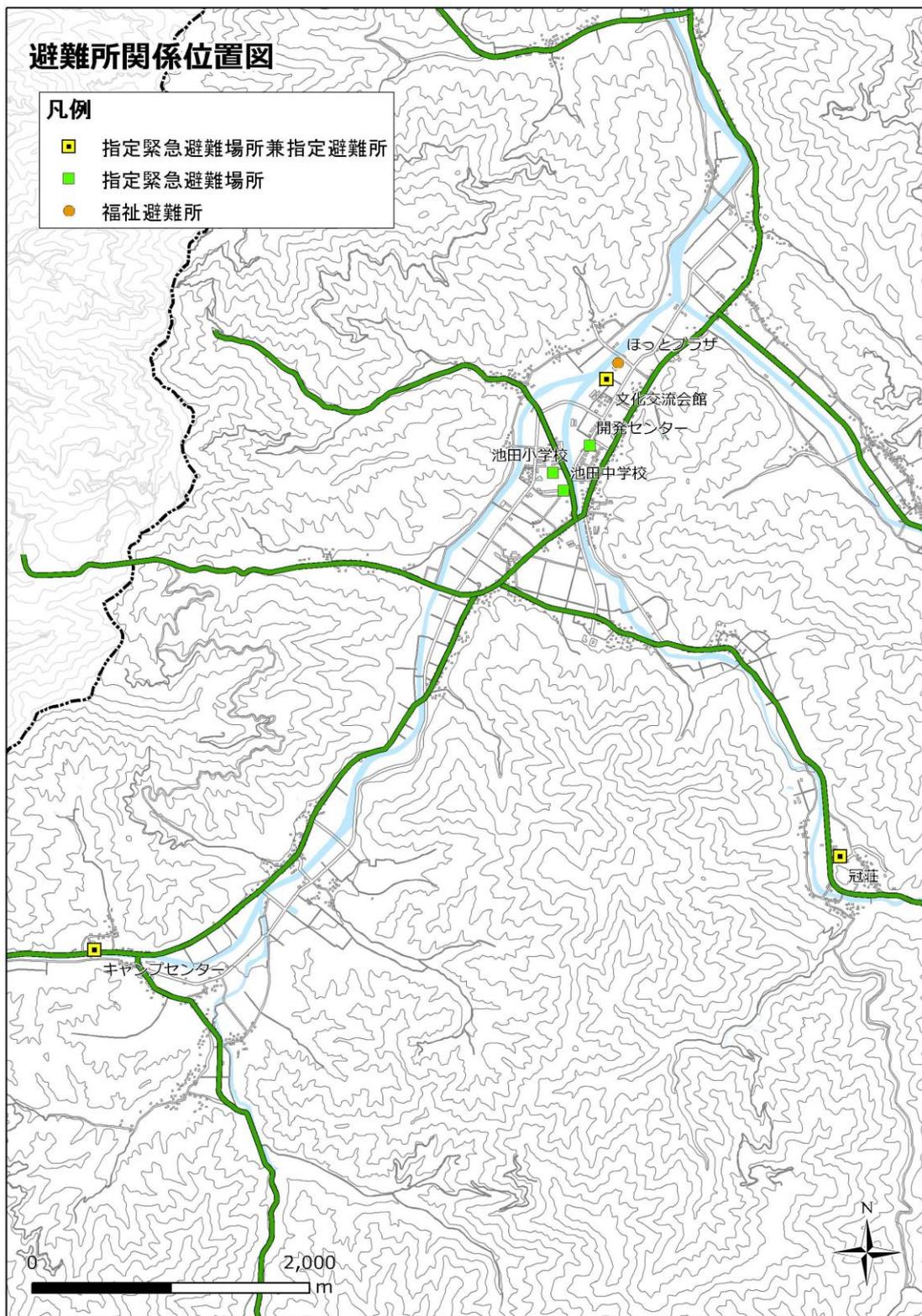
施設名称	所在地	連絡先	対象となる災害の種類			
			洪水	土砂	高潮	地震
池田町開発センター	池田町稲荷 3 5 - 5	0778-44-6000				○
池田小学校	池田町稲荷 2 0 - 1 4	0778-44-6010	○			○
池田中学校	池田町稲荷 6 - 1	0778-44-6004	○			○
能楽の里文化交流会館	池田町藪田 5 - 1	0778-44-7000				○
溪流温泉「冠荘」	池田町志津原 1 4 - 1 7	0778-44-7755		○		○
農村 de 合宿 キャンプセンター	池田町菅生 2 3 - 4 2	0778-44-6181				○

#### 指定避難所

施設名称	所在地	連絡先	対象となる災害の種類			
			洪水	土砂	高潮	地震
能楽の里文化交流会館	池田町藪田 5 - 1	0778-44-7000				○
溪流温泉「冠荘」	池田町志津原 1 4 - 1 7	0778-44-7755		○		○
農村 de 合宿 キャンプセンター	池田町菅生 2 3 - 4 2	0778-44-6181				○

#### 指定福祉避難所

施設名称	所在地	連絡先	対象となる災害の種類			
			洪水	土砂	高潮	地震
ほっとプラザ	池田町藪田 5 - 3 - 1	0778-44-8000				○



避難所関係位置図

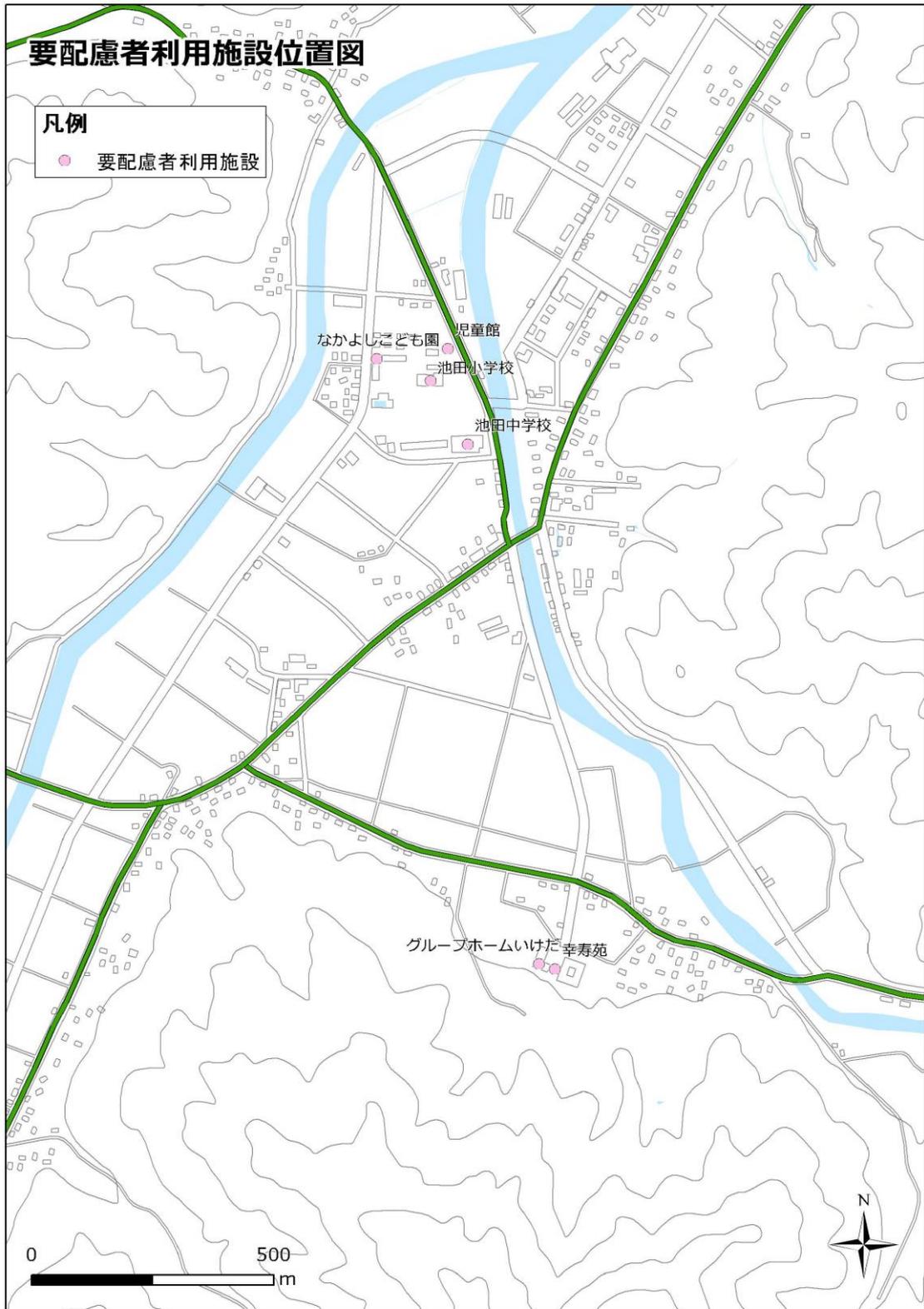
## 1 3 福祉関係

### 1 3-1 警戒区域に位置する要配慮者利用施設一覧

(1) 足羽川（中下流）洪水浸水想定区域図（想定最大規模）

No	名称	住所	連絡先	対象とする災害※
1	幸寿苑	池田町常安 20-5	0778-44-6110	土砂災害警戒区域 (土石流)
2	グループホームいけだ	池田町常安 22-5	0778-44-7760	土砂災害警戒区域 (土石流)
3	なかよしこども園	池田町山田 20-16-1	0778-44-8181	足羽川洪水浸水想定区域図 (0.5m 未満) 魚見川水害リスク図 (0.5m~3.0m 未満)
4	児童館	池田町稲荷 24-9	0778-44-6205	足羽川洪水浸水想定区域図 (0.5m 未満) 魚見川水害リスク図 (0.5m 未満)
5	池田小学校	池田町稲荷 6-1	0778-44-6010	足羽川洪水浸水想定区域図 (0.5m 未満) 魚見川水害リスク図 (0.5m~3.0m 未満)
6	池田中学校	池田町稲荷 20-14	0778-44-6004	足羽川洪水浸水想定区域図 (0.5m 未満) 魚見川水害リスク図 (0.5m~3.0m 未満)

※想定最大規模の洪水浸水想定区域および水害リスク、及び土砂災害警戒区域に少しでも建物施設がかかることを示す。



警戒区域に位置する要配慮者利用施設位置図

### 13-2 集落センター一覧表

No	地区	名称	洪水 (L1)	洪水 (L2)	土砂	なだれ
1	金山	金山集落センター	○	○	✖	✖
2	中出	中出集落センター	○	0.5m 以上 3.0m 未満	○	✖
3	辻	辻集落センター	○	○	✖	○
4	菅生	菅生集落センター	○	○	✖	✖
5	新保	新保集落センター	○	○	✖	○
6	東俣	東俣集落センター	○	○	○	○
7	西角間	西角間集落センター	○	0.5m 以上 3.0m 未満	✖	○
8	東角間	東角間集落センター	○	○	○	○
9	定方	定方集落センター	○	○	✖	○
10	上荒谷	上荒谷集落センター	○	0.5m 未満	✖	○
11	板垣	板垣集落センター	○	○	✖	✖
12	市	市集落センター	○	○	✖	✖
13	常安	常安集落センター	○	○	✖	✖
14	土合皿尾	土合皿尾集落センター	○	○	✖	✖
15	志津原	志津原集落センター	○	○	✖	✖
16	月ヶ瀬	月ヶ瀬集落センター	○	○	✖	○
17	寺島	寺島集落センター	○	0.5m 未満	○	○
18	稲荷	稲荷集落センター	○	○	○	○
19	池田	池田集落センター	○	0.5m 以上 3.0m 未満	✖	✖
20	学園	学園集落センター	○	0.5m 以上 3.0m 未満	○	○
21	山田	山田集落センター	○	0.5m 未満	✖	○
22	寺谷	寺谷集落センター	○	0.5m 以上 3.0m 未満	✖	○
23	藪田	藪田集落センター	○	○	○	○
24	谷口	谷口集落センター	○	○	○	○
25	安善寺	谷口集落センター	○	○	○	○
26	広瀬	広瀬集落センター	0.5m 未満	0.5m 以上 3.0m 未満	✖	✖
27	水海	水海集落センター (旧水海分校)	○	0.5m 未満	✖	○
28	野尻	野尻集落センター	○	0.5m 以上 3.0m 未満	○	✖
29	清水谷	清水谷集落センター	○	○	✖	○
30	柿ヶ原	柿ヶ原集落センター	○	0.5m 以上 3.0m 未満	○	✖
31	持越	持越集落センター	○	0.5m 以上 3.0m 未満	○	○
32	白粟	白粟集落センター	○	○	✖	✖
33	松ヶ谷	松ヶ谷集落センター	○	○	○	✖

○：使用可 ✖使用不可

## 1 4 法律・条例・規則・協定等

---

### 1 4-1 池田町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 28 日

条例第 16 号

改正 平成 12 年 3 月 21 日条例第 22 号

令和 4 年 6 月 16 日条例第 10 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、池田町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 池田町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
  - (1) 福井県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
  - (2) 福井県警察の警察官のうちから町長が任命する者
  - (3) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
  - (5) 教育長
  - (6) 南越消防組合東消防署長及び南越消防組合池田消防団長
  - (7) 指定公共機関の職員及び公共的施設の管理者又は職員のうちから町長が任命する者
  - (8) 前各号に掲げる者のほか、防災行政を推進する上で町長が必要と認める者
- 6 委員の定数は、20 人以内とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、福井県の職員、池田町の職員、関係指定公共機関等の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(その他)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月21日条例第22号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（令和4年6月16日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

14-2 池田町防災会議委員および幹事

池田町防災会議委員名簿

令和4年8月現在

分類		委員		
		機関名	役職名	氏名
会長		池田町長		杉本 博文
1号委員	福井県知事の部内の職員	丹南土木事務所	所長	
2号委員	福井県警察の警察官	越前警察署	署長	
3号委員	陸上自衛隊の自衛官	陸上自衛隊第14普通科連隊	第3中隊長	
4号委員	町長の部内の職員	池田町副町長		
		総務財政課	課長	
		町土整備課	課長	
		木望の森づくり課	課長	
		農村政策課	課長	
		住民税務課	課長	
		保健福祉課	課長	
		教育委員会事務局	局長	
		議会事務局	局長代理	
5号委員	教育長	教育長		
6号委員	消防署長及び消防団長	東消防署	署長	
		池田消防団	団長	
7号委員	指定公共機関の職員	北陸電力(株)丹南支店	支店長	
8号委員	町長が必要と認める者	町区長会	会長	
		赤十字奉仕団	委員長	
		東消防署池田分署	分署長	
専門委員	学識経験者	大学等	教授	
		越前警察署池田駐在所		

### 1 4-3 池田町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 28 日

条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 6 項の規定に基づき、池田町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部町は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2. 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故があるときはその職務を代行する。

3. 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する、

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2. 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3. 部に部長を置き、災害対策本部町の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4. 部長は部の事務を掌理する。

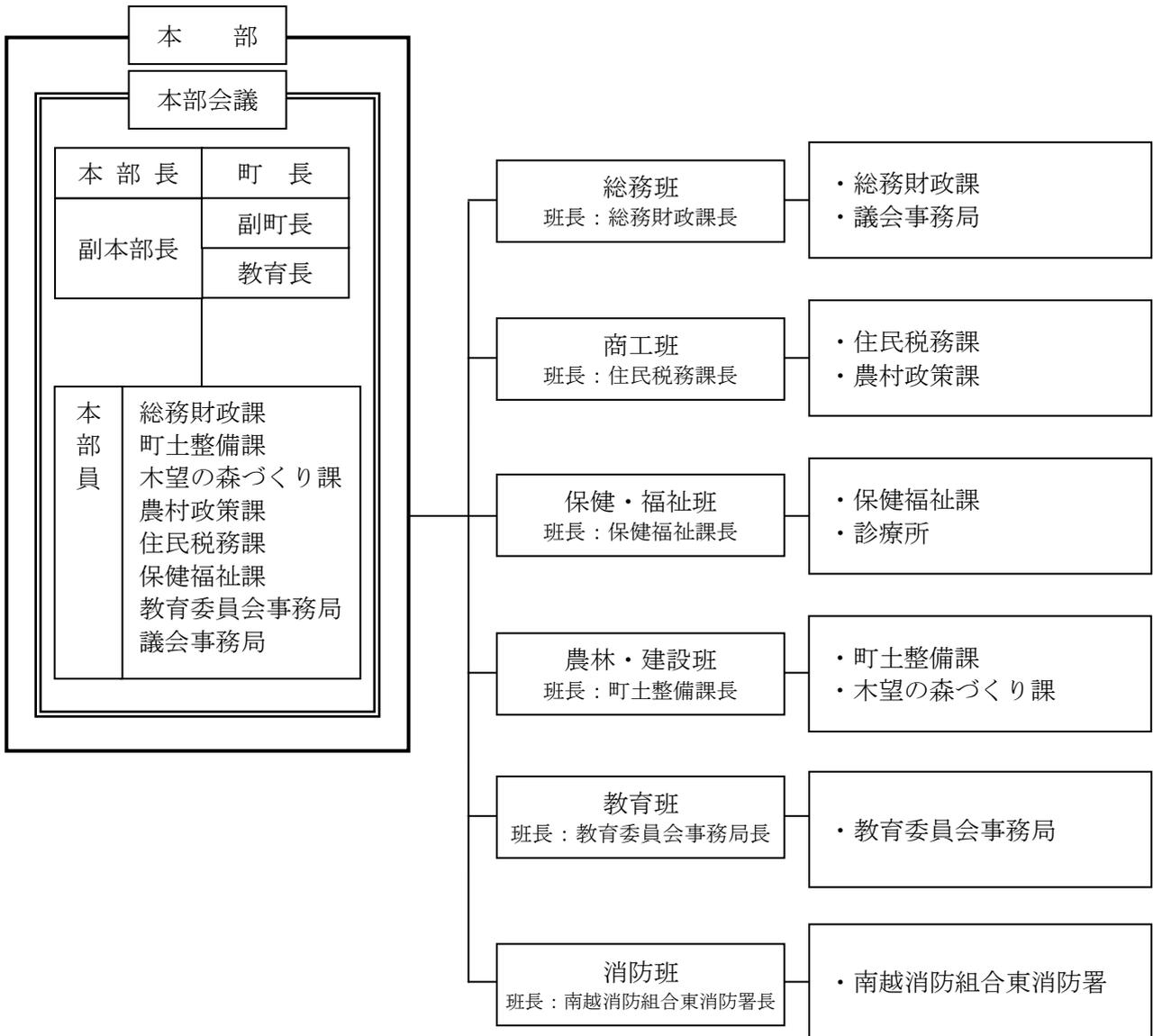
(その他)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部町が定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

1 4 - 4 池田町災害対策本部組織図



## 14-5 災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年6月8日

条例第6号

改正 昭和50年3月17日条例第10号

昭和52年12月23日条例第21号

昭和53年9月26日条例第17号

昭和57年9月28日条例第25号

昭和62年3月17日条例第11号

平成3年12月25日条例第22号

令和2年3月18日条例第5号

### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 災害弔慰金の支給（第3条—第8条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第9条—第11条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第12条—第15条）

第5章 補則（第16条）

### 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和48年政令第374号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- （1）災害 暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- （2）町民 災害により被害を受けた当時この町の区域内に住所を有した者をいう。

第2章 災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第3条 町は、町民が令第1条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア 配偶者

イ 子

ウ 父母

エ 孫

オ 祖父母

(3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

3 遺族が遠隔地にある場合、その他の事情により、前2項の規定により難いときは、前2項の規定にかかわらず、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

第5条 災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあつては5,000,000円とし、その他の場合にあつては2,500,000円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

第6条 災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

第7条 災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2) 令第2条に規定する場合

(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手續)

第8条 町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

2 町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

第9条 町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

第10条 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあつては2,500,000円とし、その他の場合にあつては1,250,000円とする。

(準用規定)

第11条 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

第12条 町は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合 1,500,000円

イ 家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合 2,500,000円

ウ 住居が半壊した場合 2,700,000円

エ 住居が全壊した場合 3,500,000円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア 家財の損害があり、かつ、住居の被害がない場合 1,500,000円

イ 住居が半壊した場合 1,700,000円

ウ 住居が全壊した場合（エの場合を除く。） 2,500,000円

エ 住居の全体が滅失し、又は流失した場合 3,500,000円

(3) 第1号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には「2,700,000円」とあるのは「3,500,000円」と「1,700,000円」とあるのは「2,500,000円」と「2,500,000円」とあるのは「3,500,000円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし据置期間は、そのうち3年（令第7条第2項括弧書の場合は5年）とする。

(保証人及び利率)

第14条 援護資金の貸付けを受けようとする者は、規則の定めるところにより、保証人を立てることができる。

2 援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、措置期間中は無利子とし、措置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第15条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

第15条 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者はいつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法律第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

#### 第5章 補則

(規則への委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

附 則 (昭和50年3月17日条例第10号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年12月23日条例第21号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和52年12月1日から適用する。

附 則 (昭和53年9月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (昭和57年9月28日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附 則 (昭和62年3月17日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以降に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則 (平成3年12月25日条例第22号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附 則（令和 2 年 3 月 18 日条例第 5 号）  
この条例は、公布の日から施行する。

## 14-6 災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則

昭和49年6月8日

規則第4号

改正 昭和57年9月28日規則第7号

令和元年5月7日規則第11号

令和2年3月18日規則第6号

令和4年6月16日規則第5号

### 目次

第1章 総則（第1条）

第2章 災害弔慰金の支給（第2条・第3条）

第3章 災害障害見舞金の支給（第4条・第5条）

第4章 災害援護資金の貸付け（第6条―第18条）

第5章 補則（第19条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年池田町条例第6号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 災害弔慰金の支給

（支給手続）

第2条 町長は、条例第3条の規定により災害弔慰金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害弔慰金の支給を行うものとする。

- （1）死亡者（行方不明者を含む。以下同じ。）の氏名、性別及び生年月日
- （2）死亡（行方不明を含む。）の年月日及び死亡の状況
- （3）死亡者の遺族に関する事項
- （4）支給の制限に関する事項
- （5）前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

（必要書類の提出）

第3条 町長は、この町の区域外で死亡した町民の遺族に対し、死亡地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、町民でない遺族に対しては遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。

第3章 災害障害見舞金の支給

（支給の手続）

第4条 町長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給するときは、次に掲げる事項の調査を行った上災害障害見舞金の支給を行うものとする。

- （1）障害者の氏名、性別、生年月日
- （2）障害の原因となる負傷又は疾病の状況となった年月日及び負傷又は疾病の状況
- （3）障害の種類及び程度に関する事項

- (4) 支給の制限に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項  
(必要書類の提出)

第5条 町長は、この町の区域外で障害の原因となる負傷又は疾病の状態となった町民に対し、負傷し、又は疾病にかかった地の官公署の発行する被災証明書を提出させるものとする。

2 町長は、障害書に対し、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に規定する障害を有することを証明する医師の診断書（様式第1号）を提出させるものとする。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(借入れの申込み)

第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、次に掲げる事項を記載した災害援護資金借入申込書（様式第2号）を町長に提出しなければならない。

- (1) 借入申込者の住所、氏名及び生年月日
- (2) 貸付けを受けようとする資金の金額、償還の期間及び方法
- (3) 貸付けを受けようとする理由及び資金の用途についての計画
- (4) 保証人となるべき者に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

2 借入申込書には、次に掲げる書類を添えなければならない。

- (1) 世帯主の負傷を理由とする借入申込書にあっては、医師の療養見込期間及び療養概算額を記載した診断書
- (2) 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあっては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の市町村に居住していた借入申込者にあっては、当該世帯の前年の所得に関する当該市町村長の証明書
- (3) その他町長が必要と認めた書類

3 借入申込者は、借入申込書をその者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに提出しなければならない。

(保証人)

第7条 条例第14条第1項の保証人は、次に掲げる要件を備えていなければならない。

- (1) 独立の生計を営んでいる世帯主であること。
- (2) 援護資金の貸付けについて他の保証をしていないこと。
- (3) 援護資金の貸付けを受けていないこと。

(条例第14条第2項に規定する措置期間経過後に係る援護資金の利率)

第7条の2 条例第15条第2項の年3パーセント以内で規則で定める率は、年1パーセントとする。

(調査)

第8条 町長は、借入申込書の提出を受けたときは、速やかにその内容を検討の上、当該世帯の被害の状況所得その他の必要な事項について調査を行うものとする。

(貸付けの決定)

第9条 町長は、借入申込者に対して資金を貸し付ける旨を決定したときは、貸付金の金額、償還期間及び償還方法を記載した災害援護資金貸付決定通知書（様式第3号）を借入申込者に交付するものとする。

2 町長は、借入申込者に対して、資金を貸し付けない旨を決定したときは、災害援護資金貸付不承認通知書（様式第4号）を借入申込者に通知するものとする。

（借用書の提出）

第10条 貸付決定通知書の交付を受けた者は、速やかに保証人の連署した災害援護資金借用書（様式第5号）に、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）及び保証人の印鑑証明書を添えて町長に提出しなければならない。

（貸付金の交付）

第11条 町長は、前条の借用書と引換えに貸付金を交付するものとする。

（償還の完了）

第12条 町長は、借受人が貸付金の償還を完了したときは、当該借受人に係る借用書及びこれに添えられた印鑑証明書を遅滞なく返還するものとする。

（繰上償還の申出）

第13条 繰上償還をしようとする者は、繰上償還申出書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（償還金の支払猶予）

第14条 借受人は、償還金の支払猶予を申請しようとするときは、支払猶予を受けようとする理由、猶予期間その他町長が必要と認める事項を記載した償還金支払猶予申請書（様式第7号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、支払の猶予を認める旨を決定したときは、支払を猶予した期間その他町長が必要と認める事項を記載した支払猶予承認書（様式第8号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、支払の猶予を認めない旨を決定したときは、支払猶予不承認通知書（様式第9号）を当該借受人に交付するものとする。

（違約金の支払免除）

第15条 借受人は、違約金の支払免除を申請しようとするときは、その理由を記載した違約金支払免除申請書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、違約金の支払免除を認める旨を決定したときは、違約金の支払免除した期間及び支払を免除した金額を記載した違約金支払免除承認通知書（様式第11号）を当該借受人に交付するものとする。

3 町長は、違約金の支払免除を認めない旨を決定したときは、違約金支払免除不承認通知書（様式第12号）を、当該借受人に交付するものとする。

（償還免除）

第16条 災害援護資金の償還未済額の全部又は一部の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、償還免除を受けようとする理由その他町長が必要と認める事項を記載した災害援護資金償還免除申請書（様式第13号）を町長に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次の各号に掲げるいずれかの書類を添えなければならない。

(1) 借受人の死亡を証する書類

(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けて貸付金を償還することができなくなったことを証する書類

3 町長は、償還の免除を認める旨を決定したときは、災害援護資金償還免除承認通知書（様式第14号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

4 町長は、償還の免除を認めない旨を決定したときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（様式第15号）を当該償還免除申請者に交付するものとする。

（督促）

第17条 町長は、償還金を納付期限までに納入しない者があるときは、督促状を発行するものとする。

（氏名又は住所の変更届等）

第18条 借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借用書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人は、速やかにその旨を町長に氏名等変更届（様式第16号）を提出しなければならない。ただし、借受人が死亡したときは、同居の親族又は保証人が代わってその旨を届け出るものとする。

#### 第5章 補則

第19条 この規則に定めるもののほか、災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給並びに災害援護資金の貸付けの手続について必要な事項は別に定める。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年4月1日から適用する。

#### 附 則（昭和57年9月28日規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の第4条及び第5条の規定は、昭和57年7月10日以降に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

#### 附 則（令和元年5月7日規則第11号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の規則に基づき作成されている用紙は、この規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な訂正をして使用することができる。

#### 附 則（令和2年3月18日規則第6号）

この規則は、公布の日から施行する。

#### 附 則（令和4年6月16日規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、令和4年4月1日以降に申請された書類等については、改正後の規定を適用する。

## 14-7 災害時応援協定一覧

令和5年3月1日現在

協定要件		協定締結日
災害時における応急救護用燃料の供給に関する協定	社団法人福井県 エルピーガス協会今立支部	H19. 8. 29
災害時における応急生活物資等の協力に関する協定書	福井県知事	H20. 3. 21
災害時における公共施設等の電気設備保安対策業務に関する協定書	財団法人 北陸電気保安協会	H21. 4. 23
災害時における相互応援協定書	岐阜県揖斐川町	H22. 10. 15
災害時等の応援に関する申し合わせ	近畿地方整備局長	H24. 3. 30
福井県・市町災害時相互応援協定	福井県+17市町	H28. 9. 16
災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	R2. 2. 20
災害時における生活物資の供給協力等に関する協定書	福井県民生活協同組合	R2. 4. 1
災害時における物資供給に関する協定書	NPO 法人 コメリ災害対策センター	R3. 7. 1
特設公衆電話の設置・利用に関する協定書	西日本電信電話株式会社	R4. 8. 5
防災減災パートナーシップに関する協定書	福井放送株式会社	R4. 10. 1